

令和 7 年度 信用保証制度一覧表

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

LINE公式アカウント
はじめました！



地域とともに、未来を紡ぐサポーター

富山県信用保証協会

cgc-toyama.or.jp



トミマル

目 次

◆ 保証を利用できる 中小企業・小規模事業者	1
◆ 保証の内容	2
◆ 責任共有制度 信用保証料	3
◆ 保証申込時に提出していただく書類	5
◆ 目的別の主な保証制度	6
◆ 一般保証	8
◆ 特別保証（一般保証の別枠）	12
◆ 特定保証	20
◆ 富山県制度融資保証	22
◆ 市制度融資保証	28
富山市	28
高岡市	30
射水市 魚津市 氷見市	32
◆ 許可等が必要な事業一覧表	34
◆ 主な関係機関の一覧	37

この一覧表は、保証制度の概要を紹介したものです。

保証制度の詳細・最新情報などは、当協会ホームページで公開しています。

cgc-toyama.or.jp

保証の申込時期

保証の申込に対して当協会での調査・審査がありますので、原則として**借入予定日の5営業日前**までに保証申込関係書類が当協会に到着するようにしてください。
ただし、審査委員会諮問案件に該当するものは、**審査委員会開催日の7営業日前**までに到着するようにしてください。

【審査委員会】

◇開催日

毎月5日、15日、25日（月3回開催）ただし、開催日が休日の場合は、前営業日

◇諮問案件

- ①1保証申込あたりの実質増加貸付金額（既貸付残高の一部または全部を回収条件とした場合、その回収金額を減じた金額。以下同じ。）が、8,000万円超のもの
- ②1保証申込あたりの実質増加貸付金額が、5,000万円超8,000万円以下のもので、既保証付貸付残高を含め、2億円超のもの
- ③その他会長が必要と認めたもの

残高照会・プレ相談・事前協議

皆様の保証のお申込の円滑化を図るため、「残高照会」「プレ相談」「事前協議」を行っています。「残高照会」は利用残高等を、「プレ相談」は保証の諾否の方向性を回答しています。また、「事前協議」では事前審査を行い保証の内諾の可否を決定しています。ぜひご活用ください。

◆ 保証を利用できる中小企業・小規模事業者

● 企業規模

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業者を対象としています。資本金または常時使用する従業員のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。特定非営利活動法人（以下、「NPO 法人」という。）は、常時使用する従業員数が下表に該当していればご利用いただけますが、一部ご利用いただけない保証制度があります。

業 種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等（建設業・運送業・不動産業を含む。）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下 （NPO法人 300人以下）
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下 （NPO法人 100人以下）
医療法人等	—	300人以下

※常時使用する従業員数には、個人事業主の家族従業員（事業主と生計を一にしている3親等以内の親族）、会社役員は含まれません。全くの臨時的な従業員は含まれませんが、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、実質上常雇い的關係にある等事業の経営上不可欠な人員は含まれます。

NPO 法人の場合、雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含まれません。

※資本金が上表の基準を超えている会社で、かつ、常時使用する従業員数が基準の9割を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算確定保険料申告書（写）」等、従業員確認資料が必要です。

※組合は保証対象事業を営む組合またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営む組合などがご利用いただけますが、一部ご利用いただけない保証制度があります。

※一般社団法人・一般財団法人は、原則として医業を主たる事業とする法人を除いて、ご利用いただけません。ただし、一定の要件に該当する場合は、一部の特定保証をご利用いただけます。

※社会福祉法人は、原則として医業を主たる事業とする法人を除いて、ご利用いただけません。

※宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO 法人を除く。）、LLP（有限責任事業組合）はご利用いただけません。

● 所在地、営業経歴

法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人の場合は住居または事業所のいずれかを、富山県内に有し、原則として事業を行っていることが必要です。

※本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

※住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、現に居住していることが必要です。

● 業種

ほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、遊興娯楽業のうちの風俗特殊営業、金融業（一部の金融業を除く。）等、その他当協会が支援するのは難しいと判断した場合はご利用いただけません。

● 許可等

許可等が必要な事業については、その許可等を受け、適法に事業を行っていることが必要です。一部の業種（P34, 35）については、保証申込時に許可書等（写）の提出が必要です。

◆ 保証の内容

● 一企業に対する保証限度額

一般保証	・個人・法人 …… 2億8,000万円（うち無担保保証8,000万円） ・組合 …… 4億8,000万円（うち無担保保証8,000万円） （一部の組合は、2億8,000万円になります。）
特別保証 （別枠保証）	国の施策による特別の資金を対象とした保証で、一般保証とは別に、特別保証ごとに限度額が定められています。

● 資金使途

事業に必要な運転資金および設備資金に限ります。
住宅資金、営業外車両購入資金、婚礼資金、生活資金等は、保証対象となりません。

● 保証期間

保証期間は、運転資金、設備資金ともに資金使途や保証金額等を勘案して取り扱います。
保証制度によっては、最長の保証期間が定められています。

● 貸付利率

貸付利率は、金融機関所定利率となります。
保証制度によっては、制度要綱等により固定利率や上限利率が定められています。

● 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
なお、実質経営者、当該事業に従事する配偶者、事業承継予定者については、個々の事情に応じて、連帯保証人になっていただく場合があります。
※代表者以外の第三者が連帯保証人として加入する場合は、一定の例外を除き保証承諾前1カ月以内に保証意思宣明公正証書の作成による保証意思の確認が必要です。

また、下記の場合は経営者保証を不要とする保証の取扱いが可能となります。

➤ 「経営者保証ガイドライン」の適用要件に該当する場合

次の(1)～(3)のいずれかに該当する法人

(1) 金融機関連携型

次の①又は②のいずれか1項目及び③を充足していること

- ① 経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある
- ② 経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を本保証付き融資と同時に実行する
- ③ 直近2期の決算期において減価償却前売上高経常利益が連続して赤字でなく、かつ直近決算期において債務超過でない

(2) 財務要件型無保証人保証制度

同制度（10-8）を利用すること

(3) 担保充足型

申込入又は代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、次の全ての要件を充足し、十分な保全が図られていること

- ① 当協会の担保評価により保証金額の100%以上の保全が図られている
- ② 不動産担保の設定順位が第一順位である
- ③ 充当の優劣条件等の定めがある場合は、当協会優先となっている

➤ 「事業者選択型経営者保証非提供制度」（横断的制度）の利用要件に該当する場合

次の(1)～(5)をすべて満たす法人（※1）

- (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
 - (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
 - (3) 次のいずれかを満たすこと
 - ① 直前決算において債務超過でない（※2）
 - ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない（※3）
 - (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
 - (5) 保証料率の引上げを条件（所定の保証料率に0.25%又は0.45%上乘せ）として保証人の保証を提供しないことを希望していること
- ※1 法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、(1)～(3)は問いません
設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合 (3)は問いません
※2 貸借対照表において「純資産の額 ≥ 0 」となること
※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 ≥ 0 」となること

● 担保

担保は、必要に応じ取り受けます。

保証残高が8,000万円未満であっても、中小企業・小規模事業者の営業経歴、売上高、収益力、借入額、資金使途等を総合的に勘案し、担保を取り受ける場合があります。

◆ 責任共有制度

● 責任共有制度の概要

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つがあり、金融機関がいずれかの方式を選択します。中小企業特定社債保証など一部の保証制度については、金融機関の選択方式にかかわらず部分保証となります。

部分保証方式	個別の貸付金額の80%(一部の保証を除く。)を信用保証協会が保証する方式 保証金額＝貸付金額×80%
負担金方式	個別の貸付金額の100%を信用保証協会が保証するが、金融機関ごとの保証利用実績等に応じた一定の負担金を、事後的に金融機関が信用保証協会へ納付する方式

● 責任共有対象外の保証制度（100%保証）

①	経営安定関連保険（セーフティネット）第1号～第4号、第6号に係る保証
②	災害関係保険に係る保証
③	創業関連保険（再挑戦支援保証等を含む。）
④	特別小口保険に係る保証（NPO法人を除く。）
⑤	事業再生保険に係る保証（DIP）
⑥	小口零細企業保証（県小口事業資金保証（零細小口枠）を含む。）
⑦	求償権消滅保証
⑧	破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
⑨	東日本大震災復興緊急保険に係る保証
⑩	事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）（責任共有制度の対象除外となる保証（平成19年9月30日以前に保証申込受付した100%保証を含む。）の同額以内の借換に限る。）
⑪	事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）（責任共有制度の対象除外となる保証（平成19年9月30日以前に保証申込受付した100%保証を含む。）又は令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込受付し、かつ融資実行された経営安定関連保険（セーフティネット）第5号に係る同額以内の借換に限る。）
⑫	危機関連保証

◆ 信用保証料

● 信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業・小規模事業者の委託に基づいて行う信用保証の対価として、中小企業・小規模事業者にご負担いただくものです。

● 信用保証料率

信用保証料は、信用保証料率を基に計算します。一部の保証制度等を除き、信用保証料率は中小企業・小規模事業者の経営状況等を踏まえた9区分となります。

※「事業者選択型経営者保証非提供制度」（横断的制度）を利用する場合は、各保証制度の適用保証料率に0.25%又は0.45%上乗せとなります。自治体制度融資において上乗せとなる保証料については、市町村から補助を受けられる場合がありますので、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

《協会制度》

（単位：年率％）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※貸借対照表を作成していない方は区分⑤を適用します。 ※特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証です。

《県・市融資制度》

（単位：年率％）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.05	0.90		0.70			0.50		0.35

※貸借対照表を作成していない方は区分⑤を適用します。

● 信用保証料率の割引

➤ 会計参与設置会社割引

会計参与を設置している旨の登記を行った事実を示す書類を提出した会社に対して適用料率から 0.1%割引 します。

➤ 有担保保証割引

物的担保の提供があるときは、適用料率から 0.1%割引 します。
県および各市制度融資保証等は対象となりません。

※上記のほか、個別の制度や利用資格によっては、信用保証料の割引を受けられる場合があります。

● 信用保証料の計算

信用保証料は、貸付金額、保証期間、信用保証料率、分割係数により計算します。

基本的な計算方法

➤ 一括返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率(年\%)} \times \text{保証期間}$$

➤ 分割返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率(年\%)} \times \text{保証期間} \times \text{分割係数}$$

※「据置期間」を設けている場合や最終返済額が各回の2倍相当額を超える場合等については計算方法が異なります。

《分割係数》

分割返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

● 信用保証料の納付

信用保証料の納付方法は、一括納付と分割納付が選択できます。

分割納付を希望する場合は、申込時に「信用保証料分割支払承認依頼書兼信用保証料分割徴収承認申請書」の提出が必要となります。

◆ 保証申込時に提出していただく書類

● 通常申込時に必要な基本書類

※信用保証委託契約書は申込時ではなく貸付実行時に作成・提出となりますのでご注意ください。

書 類 名	留 意 事 項
信用保証依頼書	保証申込の都度、毎回必要となります。金融機関にて作成いたします。
信用保証委託申込書、保証人等 明細、申込人（企業）概要、金 融機関取引状況	保証申込の都度、毎回必要となります。
「経営者保証に関するガイド ライン」等に係るご説明	制度を問わず、経営者保証の提供がある場合に必要となります。金融機関にて確 認チェック欄にチェックのうえ、提出してください。
個人情報取扱いに関する同意書	原則として、初めてご利用いただく際に必要となります。保証申込の関係者（本 人、連帯保証人・担保提供者等）から個別に提出願います。
商業登記簿謄本	原則として、保証申込の都度、必要となります。（写し可。）
印鑑証明書	初めてご利用いただく際に申込人（法人・個人）、連帯保証人、担保提供者につ いて最近 3 か月以内のものが各 1 通必要となります。（写し可。）2 回目以降は、 原則として前回までの利用時から変更のあった場合に提出が必要となります。 ※ただし、申込時の提出の有無にかかわらず、保証付貸付の場合、印鑑証明書を 取り受けし、金融機関において貸付が完済となるまで原本の保管が必要です。
確定申告書（写） （決算書）	直近 2 期分が必要となります。ただし、前回までの利用時に提出済の場合や業歴 が満たない場合には不要です。また、必要に応じ原本、それ以前の申告書や勘定 科目内訳明細を確認させていただく場合もあります。
残高試算表	原則として決算期から 6 カ月以上経過している場合、必要となります。

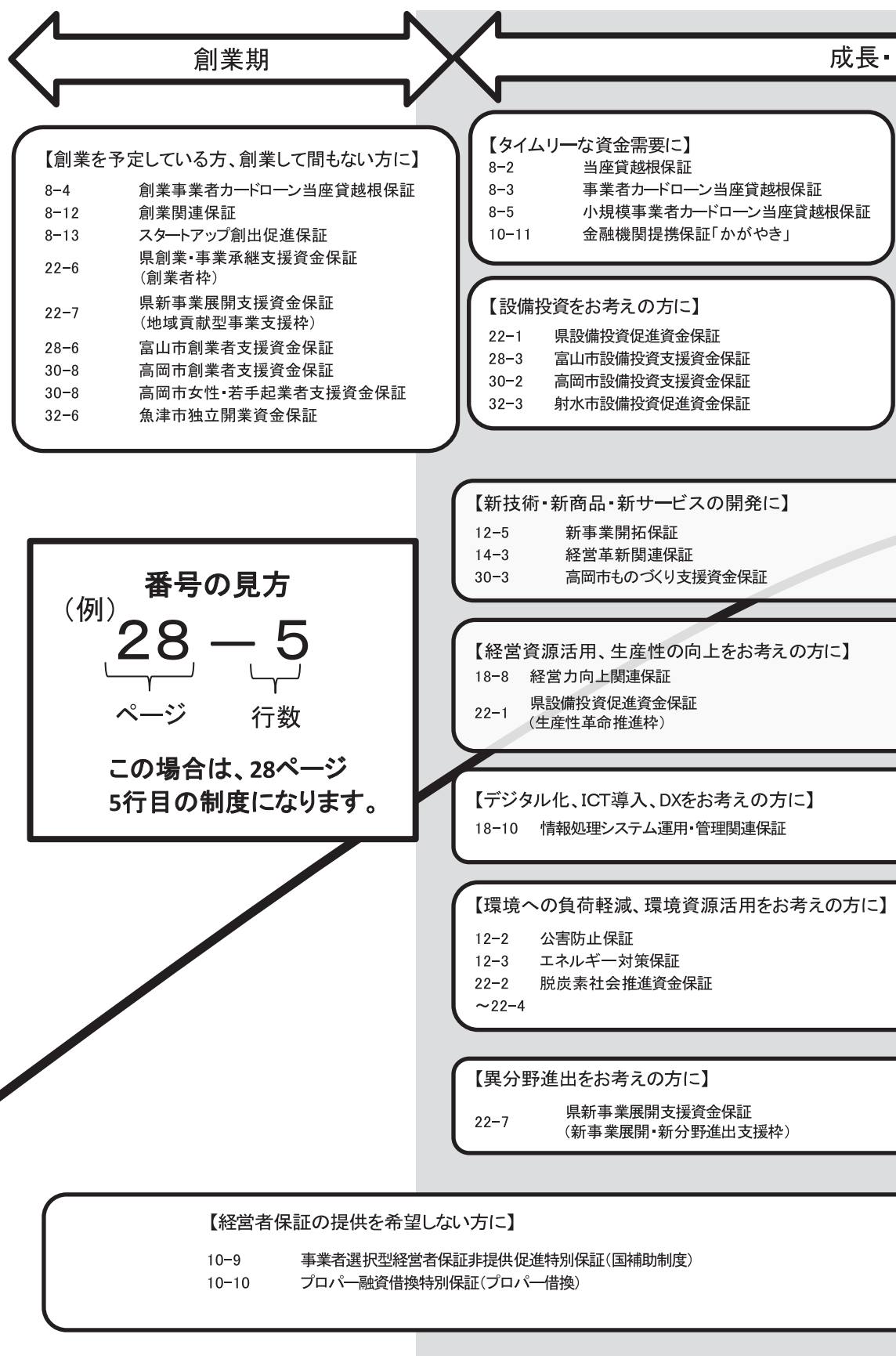
● 必要に応じて添付していただく主な書類

書 類 名	留 意 事 項
資 格 要 件	「労働保険概算・増加概算 確定保険料申告書(写)」等 ・従業員数が資格要件の制限数の 90%超の場合に必要です。 許可証等(写) ・許可等が必要な業種を営む場合に必要です。ただし、既に提出済で、その許可証等が 有効期間内である場合には不要です。
業 特 定	工事受注状況 ・建設関連業種の場合（下請、附帯工事者を含む。）、保証申込の都度、毎回必要です。
担 保 関 係	不動産担保明細書 ・金融機関設定（根）抵当権を条件担保とする場合に必要です。 ・金融機関にて作成します。 ・不動産登記簿謄本等を確認のうえ、記載事項に不備がないようにしてください。 固定資産税評価証明書 ・不動産担保条件で、担保物件（土地）が路線価のない場所の場合に必要です。 不動産所在地略図 ・不動産担保条件の場合に必要です。 ・住宅地図、略図等不動産の所在地が分かるものを提出してください。 公図 ・不動産担保条件の場合に必要です。 ・法務局に備えつけのものを提出してください。
設 備 資 金 関 係	見積書、売買契約書(写) ・建物の建築、機械等の設備資金の場合に必要です。 建築請負契約書等(写) ・建物の建築の場合に必要です。 建築確認申請書・確認通知 書等(写) ・原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。 賃貸借契約書(写) ・不動産賃借による開業資金の場合や賃借不動産に係る建物の新築、増改築の場合に 必要です。 承諾書(家主)(写) ・賃借不動産に係る建物の新築、増改築の場合に必要です。
そ の 他	補足説明書（設備・新事業 等） ・設備内容（規模等）に応じ、必要です。 ・新たに事業を開始する場合等に必要です。 ・長期運転資金についても提出していただく場合があります。 資金繰表 ・売上に比べ申込金額が大きい場合、短期間に複数回の申込がある場合、一括返済の 場合などで必要です。 納税証明書、所得証明書 ・市役所、町村役場発行のものが必要です。

※当該保証制度固有の書類やその他追加書類を提出していただく場合があります。

※県および各市の融資制度をご利用される場合は、融資制度所定の書類が必要ですので、当該担当窓口で確認してください。

目的別の主な保証制度



成熟期

経営改善・事業承継期

【さらなる事業発展を目指す方に】

- 10-1 短期継続サポート融資保証
- 10-2 税理士連携短期継続保証
- 12-7 中小企業特定社債保証
- 12-8 SDGs型特定社債保証

【移転・進出をお考えの方に】

- 24-1 県地方創生推進資金保証
(県内進出・本社機能等強化支援枠)
- 24-2 県地方創生推進資金保証
(企業立地促進枠)
- 28-4 富山市企業立地促進事業資金保証
- 30-6 高岡市内進出支援資金保証

- 22-7 県新事業展開支援資金保証
(経営革新枠)
- 32-8 氷見市技術改善資金保証

- 32-8 氷見市技術改善資金保証

- 28-8 富山市環境保全設備資金保証

- 28-7 富山市第二創業支援資金保証
- 30-5 高岡市新事業展開・第二創業支援資金保証

【経営の安定、改善を図りたい方に】

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| 18-7 事業再生計画実施関連保証
(経営改善・再生支援強化型) | 26-6 県経営安定資金保証
(企業再生支援枠) |
| 26-4 県経営安定資金保証
(地域産業対策枠) | 28-2 富山市経営安定資金保証 |
| 26-5 県経営安定資金保証
(小規模企業支援資金枠) | 30-1 高岡市経営安定資金保証 |
| | 32-7 氷見市経営安定資金保証 |

【借換をお考えの方に】

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 8-15 経営力強化保証 | 28-10 富山市緊急経営基盤安定資金保証 |
| 8-16 条件変更改善型借換保証 | 30-9 高岡市緊急経営基盤改善資金保証 |
| 18-6 事業再生計画実施関連保証 | 32-4 射水市緊急経営改善資金保証 |
| 26-8 県緊急経営改善資金保証 | 32-10 氷見市緊急経営改善資金保証 |

危機時

【経済危機】

- 12-11 経営安定関連(セーフティネット)保証
- 26-4 県経済変動対策緊急融資保証

【災害】

- 12-10 災害関係保証
- 26-4 県経営安定資金保証
地域産業対策枠
震災対策特別融資
- 26-9 県災害対応資金
- 28-2 富山市経営安定資金保証
(災害枠・激甚災害枠)
- 30-7 高岡市災害対応資金保証
- 32-5 射水市災害対応資金保証

【事業承継をお考えの方に】

- 10-3 事業承継特別保証
- 10-4 特定経営承継関連保証
- 10-5 特定経営承継準備関連保証
- 10-7 事業承継サポート保証
- 16-7 経営承継関連保証
- 16-8 経営承継準備関連保証
- 16-9 経営承継借換関連保証
- 22-6 県創業・事業承継支援資金保証
(事業承継支援枠)

【廃業をお考えの方に】

- 10-6 自主廃業支援保証

【再挑戦をお考えの方に】

- 8-14 再挑戦支援保証

左記の制度以外においても、次の場合は全制度横断的に経営者保証を不要とする保証の取扱いが可能となります(詳細は2ページをご覧ください)。

▶「経営者保証ガイドライン」の適用要件に該当する場合

▶「事業者選択型経営者保証非提供制度」(横断的制度)の利用要件に該当する場合

※本制度は個別の保証制度ではなく、自治体制度融資も対象となります。

一 般 保 証

番号	制 度 の 名 称 (略 称)	対 象 資 金 等	資 金 使 途	保 証 限 度 額
8-1	普通保証 (普通)	中小企業・小規模事業者の事業資金	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
8-2	当座貸越(貸付専用型)根保証 (当座貸越A)	反復継続して安定的に必要なときの事業資金	運転資金 設備資金	100万円以上2億8,000万円以内
8-3	事業者カードローン当座貸越 根保証 (カードA)	反復継続して安定的にカードにより借入できる事業 資金	運転資金 設備資金	100万円以上2,000万円以内
8-4	創業事業者カードローン当座 貸越根保証 (スタート300)	創業して間もない中小企業・小規模事業者が反復継 続して安定的にカードにより借入できる事業資金	運転資金 設備資金	50万円以上300万円以内
8-5	小規模事業者カードローン当 座貸越根保証 (アシスト500)	小規模事業者が反復継続して安定的にカードにより 借入できる事業資金	運転資金 設備資金	50万円以上500万円以内
8-6	長期経営資金保証 (長期経営)	堅実に経営を営み長期的展望を持つ中小企業・小規 模事業者の長期経営資金	運転資金 設備資金	2,000万円以上2億円以内
8-7	根保証 (根保証割引 根保証貸付)	反復継続して貸付・割引が必要なときの事業資金	運転資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
8-8	商業手形割引簡易極度保証 (簡易極度)	2通以上の手形割引を必要とするときの簡易保証	運転資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
8-9	小口零細企業保証 (全国小口)	従業員20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービ ス業は5人)以下の小規模企業者の事業資金	運転資金 設備資金	貸付限度額 2,000万円 (既保証付貸付残高との合計)
8-10	追認保証 (追認)	緊急に必要な事業資金	運転資金 設備資金	500万円(現在残高 2,000万円以内)
8-11	予約保証 (予約一般 予約小口)	将来の緊急的な事業資金	運転資金 設備資金	2,000万円
		小口零細企業保証利用		500万円
8-12	創業関連保証 (創業関連)	産業競争力強化法に基づいて、個人が創業または 新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金	3,500万円
8-13	スタートアップ創出促進保証 (SSS保証)	創業期の経営者保証を不要とする保証	運転資金 設備資金	3,500万円
8-14	再挑戦支援保証 (再挑戦支援)	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会 社を解散した経験を有し、一定の要件を備えるもの が創業または新たに企業を設立して行う事業の実施 に必要な資金	運転資金 設備資金	3,500万円 (創業関連保証との合計)
8-15	経営力強化保証 (経営力強化)	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け つつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進 捗の報告を行う中小企業・小規模事業者の事業計画 の実施に必要な資金	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】 (旧経営力強化保証との合計)
8-16	条件変更改善型借換保証 (リスク改善借換)	保証付借入金の全部または一部について返済条件の 緩和を行っており、金融機関と認定経営革新等支援 機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計 画の実行と金融機関への当該計画の進捗報告を行う 中小企業・小規模事業者の事業計画の実施に必要な 借換資金および新規事業資金	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】

(注)

特別小口保険の要件

①富山県内で1年以上同一事業を営んでいる小規模企業者(従業員20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下)

②次のいずれかについて、保証申込日の以前1年間において納期が到来した税額があり、かつ、当該税額を完納

・源泉徴収による所得税以外の所得税

・事業税または県民税

・市町村民税の所得割。ただし、所得割が障害者控除額、高齢者控除額、寡婦控除額を控除されたことによって、所得割がなくなった者である場合は均等割

③無担保無保証人

④保証債務残高が本件を含み2,000万円以内

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口等
定めなし	金融機関 所定利率	$\left(\begin{array}{l} 0.45\% \sim 1.90\% \\ \text{特別小口保険（注）利用} \quad 0.70\% \\ \text{特別小口保険（注）利用かつ} \\ \text{保証債務残高50万円以下} \quad 0.60\% \\ \text{責任共有対象外} \end{array} \right)$	必要に応じ	全金融機関	保証協会
1年もしくは2年[更新4年以内]	金融機関 所定利率	0.39%～1.62%	5,000万円超 原則有担保	覚書締結 金融機関	
1年もしくは2年[更新4年以内]	金融機関 所定利率	0.39%～1.62%	原則不要	覚書締結 金融機関	
1年もしくは2年[更新4年以内]	金融機関 所定利率	0.39%～1.62%	原則不要	覚書締結 金融機関	
1年もしくは2年[更新4年以内]	金融機関 所定利率	0.39%～1.62%	原則不要	覚書締結 金融機関	
運転資金： 3年以上15年以内（6か月以内） 設備資金： 3年以上20年以内（6か月以内）	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%	原則要	全金融機関	
1年以内	金融機関 所定利率	割引：0.39%～1.62% 貸付：0.45%～1.90%	必要に応じ	全金融機関	
最終の手形期日	金融機関 所定利率	0.39%～1.62%	必要に応じ	全金融機関	
5年以内	金融機関 所定利率	0.50%～2.20%	原則不要	全金融機関	
4年以内	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%	原則不要	覚書締結 金融機関	
5年以内	金融機関 所定利率	$\begin{array}{l} 0.60\% \sim 1.90\% \\ \text{（1区分高い保証料率を適用）} \\ \hline 0.70\% \sim 2.20\% \\ \text{（1区分高い保証料率を適用）} \end{array}$	必要に応じ	全金融機関	
10年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要	全金融機関	
10年以内(1年以内) 次のいずれかに該当する場合は、 据置期間3年以内 申込金融機関において ①保証付借入と原則同時に、プロ パー融資を実行する ②保証申込時にプロパー融資の残 高がある	金融機関 所定利率	1.00% (創業関連保証の保証料率0.80% に0.20%上乘せ)	不要	全金融機関	
10年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要	全金融機関	
運転資金：5年以内（1年以内） 設備資金：7年以内（1年以内） 既保証の借換：10年以内（1年以内）	金融機関 所定利率	0.45%～1.75% (原則1区分低い保証料率を適用) (経営安定関連保証5号を利用 0.68%)	必要に応じ	全金融機関	
15年以内(2年以内)	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%	必要に応じ	全金融機関	

一 般 保 証

番号	制 度 の 名 称 (略 称)	対 象 資 金 等	資 金 使 途	保 証 限 度 額
10-1	短期継続サポート融資保証 (短期継続 短期継続当貸 短継連携 短継連携当)	[一般枠] 取扱金融機関からの推薦がある中小企業・小規模事業者の資金繰りの安定化を図る資金	運転資金	100万円以上5,000万円 (1企業1口限り)
		[金融機関連携枠] 一定の要件の下、取扱金融機関からの推薦がある中小企業・小規模事業者の資金繰りの安定化を図る資金	運転資金 借換資金 (借換のみも可)	100万円以上1億円以内 (1企業2口 (1金融機関1口) 限り) (一般枠との合計)
10-2	税理士連携短期継続保証 (税理士短継)	北陸税理士会所属の税理士等からの推薦がある中小企業・小規模事業者の資金繰りの安定化を図る資金	運転資金	5,000万円 (1企業1口限り)
10-3	事業承継特別保証 (承継特別)	一定の要件の下、事業承継時に経営者保証を不要とする保証	運転資金 設備資金	2億8,000万円
10-4	特定経営承継関連保証 (特定経営承継)	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき認定を受けた中小企業者の代表者個人が事業承継時に必要とする資金 (県知事の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円
10-5	特定経営承継準備関連保証 (特経営承継準備)	事業を営んでいない個人が、他の会社又は個人の後継者確保困難等の事由に起因する経営の承継を行うための資金 (主務大臣の認定)	事業用資産・株式等の取得資金	2億8,000万円
10-6	自主廃業支援保証 (自主廃業支援)	中小企業者が自主的な廃業を計画的に取り組むにあたり必要となる資金	廃業計画の実施に必要な資金	3,000万円
10-7	事業承継サポート保証 (承継サポート)	事業承継計画に基づく、持株会社が事業会社の株式を集約化するための資金	事業承継計画の実施に必要な資金	2億8,000万円
10-8	財務要件型無保証人保証 (財務型無保証人)	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
10-9	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 (国補助選択型)	一定の要件を満たす法人(注2)が、保証料の引き上げを条件に経営者保証の非提供を希望する場合、経営者保証を不要にできる保証	運転資金 設備資金	8,000万円 SN4号、5号の場合は別枠8,000万円
10-10	プロパー融資借換特別保証 (プロパー借換)	一定の要件を満たす法人が、経営者保証を提供している金融機関からのプロパー融資を、経営者保証を不要とする融資に借換えるための資金	借換資金	2億8,000万円 【組合 4億8,000万円】
10-11	金融機関提携保証「かがやき」 (かがやき)	一定の要件の下、中小企業・小規模事業者の資金需要に簡易迅速に対応する保証	運転資金 設備資金	3,000万円 (プロパー融資同時実行：1億円以内)

(注1)

特別小口保険の要件

①富山県内で1年以上同一事業を営んでいる小規模企業者(従業員20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下)

②次のいずれかについて、保証申込日の以前1年間において納期が到来した税額があり、かつ、当該税額を完納

・源泉徴収による所得税以外の所得税

・事業税または県民税

・市町村民税の所得割。ただし、所得割が障害者控除額、高齢者控除額、寡婦控除額を控除されたことによって、所得割がなくなった者である場合は均等割

③無担保無保証人

④保証債務残高が本件を含み2,000万円以内

(注2)

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証(国補助制度)申込人資格要件

2ページの『「事業者選択型経営者保証非提供制度」(横断的制度)の利用要件に該当する場合』と同様

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口等
1年以内[最大4回まで継続可能]	金融機関 所定利率	手形貸付、証書貸付：0.45%～1.90% 当座貸越：0.39%～1.62%	必要に応じ	全金融機関	保証協会
1年以内[最大9回まで継続可能]		手形貸付、証書貸付：0.35%～1.45% 当座貸越：0.29%～1.22% （ 保証協会が実施する専門家派遣事業により策定された経営改善計画の期間中は、0.10%割引 ）			
1年以内[最大4回まで継続可能]	金融機関 所定利率	0.45%～1.90% （ 推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関の場合は、0.10%割引 ）			
一括返済：1年以内 分割返済：10年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%～1.90% （ ガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた場合は0.20%～1.15% ）			
運転資金：10年以内（1年以内） 設備資金：15年以内（1年以内）	金融機関 所定利率	0.45%～1.90% （ 特別小口保険（注1）利用 0.70% 【責任共有対象外】 ）			
運転資金：10年以内（1年以内） 設備資金：15年以内（1年以内）	金融機関 所定利率	1.15%			
1年以内[終期は解散予定日より前]	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%			
15年以内(2年以内)	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%			
一括返済：2年以内 運転資金：7年以内（1年以内） 設備資金：10年以内（1年以内）	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%			
一括返済：1年以内 分割返済：10年以内（1年以内）	金融機関 所定利率	申込入資格要件(3)①及び②のいずれも満たす場合（注2） 0.60%～2.05%（注3） （ SN4号利用 0.95% SN5号利用 0.83% ） 申込入資格要件(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合（注2） 0.80～2.25%（注3） （ SN4号利用 1.15% SN5号利用 1.03% ）	不要		
一括返済：1年以内 分割返済：10年以内（1年以内）	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%	必要に応じて		
一括返済：1年以内 分割返済：10年以内（1年以内）	金融機関 所定利率	0.35%～1.45%	必要に応じて		

(注3)

※保証料補助適用後の保証料率を記載しています

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証（国補助制度）の保証料補助

申込日に応じて0.05%から0.15%に相当する額の補助があります（条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助対象外）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 0.10%

特別保証(一般保証の別枠)

番号	制 度 の 名 称 (略 称)	対 象 資 金 等	資 金 使 途	保 証 限 度 額
12-1	流動資産担保融資保証 (ABL根 ABL個) 保証割合80%	売掛債権、棚卸資産を担保とした融資に対する保証 (棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。)	運転資金 設備資金	2億円 (貸付限度額: 2億5,000万円)
12-2	公害防止保証 (公害防止)	公害防止施設の設置資金 (経済産業局長または県知事の認定)	設備資金	5,000万円【組合 1億円】
12-3	エネルギー対策保証 (エネ対策)	国の指定する省エネ施設、石油代替エネルギー施設の 設置改善資金 (所定の計画)	設備資金	2億円【組合 4億円】
12-4	海外投資関係保証 (海外投資)	海外での直接事業または合併事業に要する資金	運転資金 設備資金	2億円【組合 4億円】
12-5	新事業開拓保証 (新事業開拓)	新商品、新技術の研究開発や企業化または新たな サービス需要の開拓等に必要資金 (所定の認定)	運転資金 設備資金	2億円【組合 4億円】
12-6	事業再生保証 (DIP) 責任共有対象外	民事再生手続または会社更生手続を申立てた中小企 業者であって、再生計画認可後3年経っていない、かつ再生計画を完遂していない中小企業者の事 業資金	運転資金 設備資金	2億円
12-7	中小企業特定社債保証 (特定社債) 保証割合80%	中小企業者の発行する社債 (私募債) に対する保証	運転資金 設備資金	4億5,000万円 (発行限度額 5億6,000万円 1回の最低発行額 3,000万円)
12-8	SDGs型特定社債保証 (SDGs社債) 保証割合80%	SDGs (持続可能な開発目標) 推進に取り組む、 または取り組んでいる中小企業者の発行する社債 (私募債) に対する保証	運転資金 設備資金	4億5,000万円 (発行限度額 5億6,000万円 1回の最低発行額 3,000万円)
12-9	一括支払契約保証 (一括支払契約) 保証割合70%以下	中小企業者の支払債務の保証	運転資金 設備資金	10億円
12-10	災害関係保証 (災害) 責任共有対象外	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関 する法律」に基づき激甚災害指定された災害により 直接的な被害を受けた企業の事業再建資金(市町村 長の罹災証明)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
12-11	経営安定関連 (セーフティ ネット) 保証 (経営安定関連) 1〜4号,6号 責任共有対象外	経営の安定に必要な資金 (市町村長の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】 (6号 3億8,000万円【組合4億8,000万円】)
12-12	東日本大震災復興緊急保証 (震災緊急) 責任共有対象外	東日本大震災により著しい被害を受けた企業に係る 事業再建資金および経営の安定に必要な資金 (市町村長の罹災証明または認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
12-13	危機関連保証 (危機関連) 責任共有対象外	突発的に生じた大規模な経済危機・災害等の事象に より、著しい信用収縮が生じた中小企業・小規模事 業者の事業継続や経営の安定に必要な資金 (市町村長の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
12-14	協調支援型特別保証 (協調特別)	次の (1) 又は (2) のいずれかに該当する中小企業 者が、経営課題解決に取り組むための資金 (1) 本制度の融資実行と同時にその融資額の1割以 上 (期間12カ月以上) のプロパー融資を受ける (2) 金融機関の支援を受けつつ、経営行動計画を 策定、実行し、その進捗報告を行う	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
12-15	労働力確保関連保証 (労働力確保)	雇用管理の改善計画に基づく、雇用管理の改善事業 を実施するために必要資金 (県知事の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
12-16	中小小売商業関連保証 (中小小売商業)	高度化事業計画に基づく、商店街の整備、店舗の集 団化等の整備事業を実施するために必要資金 (県知事の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】

(注1)特別小口保険の要件

①富山県内で1年以上同一事業を営んでいる小規模企業者 (従業員20人(宿泊業・娛樂業を除く商業・サービス業は5人)以下)

②次のいずれかについて、保証申込日の以前1年間において納期が到来した税額があり、かつ、当該税額を完納

・源泉徴収による所得税以外の所得税

・事業税または県民税

・市町村民税の所得割。ただし、所得割が障害者控除額、高齢者控除額、寡婦控除額を控除されたことによって、所得割がなくなった者である場合は均等割

③無担保無保証人

④保証債務残高が本件を含み2,000万円以内

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口等
根保証：1年 個別保証：1年以内	金融機関 所定利率	0.68%	流動資産 個別保証の場合は 売掛債権のみ	全金融機関	保証協会
定めなし	金融機関 所定利率	0.85%	必要に応じ	全金融機関	
定めなし	金融機関 所定利率	0.85%	必要に応じ	全金融機関	
定めなし	金融機関 所定利率	0.85%	原則要	全金融機関	
定めなし	金融機関 所定利率	0.85% (無担保で保証債務残高が5,000 万円以下 0.68%)	原則要	全金融機関	
10年以内	金融機関 所定利率	2.20%	必要に応じ	全金融機関	
2年以上7年以内	(支払金利) 発 行 体 所定利率	0.45%～1.90%	保証金額2億円超 原則有担保	覚書締結 金融機関	
2年以上7年以内	(支払金利) 発 行 体 所定利率	0.25%～1.70%	保証金額2億円超 原則有担保	覚書締結 金融機関	
1年以内	金融機関 所定利率	0.50%～2.20%に 保証割合を乗じた率	必要に応じ	銀行、信用金庫等中 小企業信用保険法施 行令第1条の6に規定 する金融機関等	
定めなし	金融機関 所定利率	0.80%	必要に応じ	全金融機関	
定めなし	金融機関 所定利率	1号～4号、6号 0.80% 5号、7号～8号 0.68% (特別小口保険 (注) 利用 0.80%) 責任共有対象外	必要に応じ	全金融機関	
10年以内（2年以内）	金融機関 所定利率	0.70%	必要に応じ	全金融機関	
10年以内（2年以内）	金融機関 所定利率	0.80%	必要に応じ	全金融機関	
一括返済：1年以内 分割返済：10年以内 (運転資金：1年以内 設備及び運転設備資金：3年以内)	金融機関 所定利率	(1) 0.23%～0.95% (注2) (2) 0.34%～1.43%	必要に応じ	全金融機関	
定めなし	金融機関 所定利率	0.68% (特別小口保険 (注) 利用 0.80%) 責任共有対象外	必要に応じ	全金融機関	
定めなし	金融機関 所定利率	0.68% (特別小口保険 (注) 利用 0.80%) 責任共有対象外	必要に応じ	全金融機関	

(注2)

※保証料補助適用後の保証料率を記載しています

協調支援型特別保証の保証料補助

- (1) 保証料の1/2に相当する額の補助があります
(事業者選択型経営者保証非提供制度の利用に伴う上乗せ分の保証料、条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助対象外)
令和7年3月14日から令和8年3月31日まで
- (2) 保証料の1/4に相当する額の補助があります
(事業者選択型経営者保証非提供制度の利用に伴う上乗せ分の保証料、条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助対象外)

特別保証(一般保証の別枠)

番号	制 度 の 名 称 (略 称)	対 象 資 金 等	資 金 使 途	保 証 限 度 額
14-1	地域伝統芸能等関連保証 (地域伝統芸能)	地域伝統芸能等の特徴を活用した製品の製造等に必要資金（市町村長の認定）	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
14-2	特定新技術事業活動関連保証 (特定新技術)	主務大臣が定める特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金（所定の認定）	運転資金 設備資金	3億円【組合 6億円】 $\left(\begin{array}{l} \text{うち無担保} \quad 7,000\text{万円} \\ \text{うち無担保無保証人} \quad 2,000\text{万円} \end{array} \right)$
14-3	経営革新関連保証 (経営革新)	承認を受けた経営革新計画に従って行われる新事業活動に必要な資金（主務大臣または県知事の承認）	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
		海外投資関係保証の要件を備えるもの		3億円【組合 6億円】
		新事業開拓保証の要件を備えるもの		3億円【組合 6億円】
14-4	周辺地域整備関連保証 (周辺地域整備)	発電用施設の設置が予定されている区域住民の生活の利便性向上および産業の振興に寄与する事業計画を行うために必要な資金（県知事の認定）	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
		新事業開拓保証の要件を備えるもの		3億円【組合 6億円】
14-5	社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証 (社外高度人材)	認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	2億8,000万円
		海外投資関係保証の要件を備えるもの		3億円
		新事業開拓保証の要件を備えるもの		3億円
14-6	事業継続力強化関連保証 (事業継続力)	認定を受けた事業継続力強化計画に従って行う事業継続力強化に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
		海外投資関係保証の要件を備えるもの		4億円【組合 6億円】
		新事業開拓保証の要件を備えるもの		3億円【組合 6億円】
14-7	連携事業継続力強化関連保証 (連携事業継続力)	認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って行う連携事業継続力強化に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
		海外投資関係保証の要件を備えるもの		3億円【組合 6億円】
		新事業開拓保証の要件を備えるもの		3億円【組合 6億円】

（注）特別小口保険の要件

- ①富山県内で1年以上同一事業を営んでいる小規模企業者（従業員20人（宿泊業・娛樂業を除く商業・サービス業は5人）以下）
- ②次のいずれかについて、保証申込日の以前1年間において納期が到来した税額があり、かつ、当該税額を完納
 - ・源泉徴収による所得税以外の所得税
 - ・事業税または県民税
 - ・市町村民税の所得割。ただし、所得割が障害者控除額、高齢者控除額、寡婦控除額を控除されたことによって、所得割がなくなった者である場合は均等割
- ③無担保無保証人
- ④保証債務残高が本件を含み2,000万円以内

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口等
定めなし	金融機関 所定利率	0.68%	必要に応じ	全金融機関	保証協会
運転資金：5年以内(1年以内) 設備資金：7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.85% （ 無担保 0.68% 無担保無保証人 1.10% ）	必要に応じ		
運転資金：5年以内(1年以内) 設備資金：7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ）	必要に応じ		
		0.85%			
		0.85% （ 無担保で保証債務残高が5,000 万円以下 0.68% ）			
定めなし	金融機関 所定利率	1.15% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ）	必要に応じ		
		0.85% （ 無担保で保証債務残高が5,000 万円以下 0.68% ）			
定めなし	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ）	必要に応じ		
		0.85%			
		0.85% （ 無担保で保証債務残高が5,000 万円以下 0.68% ）			
定めなし	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ）	必要に応じ		
		0.85%			
		0.85% （ 無担保で保証債務残高が5,000 万円以下 0.68% ）			
定めなし	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ）	必要に応じ		
		0.85%			
		0.85% （ 無担保で保証債務残高が5,000万 円以下 0.68% ）			

特別保証(一般保証の別枠)

番号	制 度 の 名 称 (略 称)	対 象 資 金 等	資 金 使 途	保 証 限 度 額
16-1	流通業務総合効率化関連保証 (流通効率化)	認定を受けた総合効率化計画に基づく、流通業務の効率化を図るための事業の実施に必要な資金 (主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
16-2	地域経済牽引事業関連保証 (地域牽引事業)	地域経済牽引事業計画に従って行われる事業に必要な資金 (県知事の承認)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
16-3	特定信用状関連保証 (特定L/C) 保証割合80%	外国法人と経営を実質的に支配していると認められる中小企業者の事業の振興に必要な事業資金	国内親会社の事業の振興に必要なものに限る	2億円【組合 4億円】
16-4	事業再生円滑化関連保証 (事業再生円滑化) 保証割合80%	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、法的整理手続きによらず、事業再生を図ろうとする中小企業者の事業資金	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
16-5	農商工等連携事業関連保証 (農商工連携 農商工連携流域 農商工連携流通)	認定を受けた農商工等連携事業計画に基づく農商工等連携事業の実施に必要な資金 (主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
		海外投資関係保証の要件を備えるもの		4億円【組合 6億円】
		新事業開拓保証の要件を備えるもの		4億円【組合 6億円】
		流動資産担保融資保証の要件を備えるもの 保証割合80%		2億円 (貸付限度額: 2億5,000万円)
16-6	供給確保関連保証 (供給確保関連)	認定を受けた供給確保計画に従って行われる認定供給確保事業に必要な資金 (主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
		海外投資関係保証の要件を備えるもの		3億円【組合 6億円】
		新事業開拓保証の要件を備えるもの		3億円【組合 6億円】
16-7	経営承継関連保証 (経営承継関連)	経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継を行うために必要な資金 (県知事の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円
16-8	経営承継準備関連保証 (経営承継準備)	会社又は個人である中小企業者が、他の会社又は個人の後継者確保困難等の事由に起因する経営の承継を行うための資金 (主務大臣の認定)	事業用資産・株式等の取得資金	2億8,000万円
16-9	経営承継借換関連保証 (経営承継借換)	経営承継を予定している会社である中小企業者であって、経営者保証を提供している金融機関からの借り入れによる債務を経営者保証が不要とする融資に借り換えるための資金 (県知事の認定)	借換資金	2億8,000万円

(注) 特別小口保険の要件

- ①富山県内で1年以上同一事業を営んでいる小規模企業者 (従業員20人(宿泊業・娛樂業を除く商業・サービス業は5人)以下)
- ②次のいずれかについて、保証申込日の以前1年間において納期が到来した税額があり、かつ、当該税額を完納
 - ・源泉徴収による所得税以外の所得税
 - ・事業税または県民税
 - ・市町村民税の所得税。ただし、所得割が障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額を控除されたことによって、所得割がなくなった者である場合は均等割
- ③無担保無保証人
- ④保証債務残高が本件を含み2,000万円以内

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口等
運転資金：5年以内(1年以内) 設備資金：7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% ） 責任共有対象外	必要に応じ	全金融機関	保証協会
定めなし	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% ） 責任共有対象外	必要に応じ	全金融機関	
1年以内	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%	必要に応じ	約定締結 金融機関	
3年以内	金融機関 所定利率	1.76% （ 特別小口保険（注）利用 0.70% ） 責任共有対象外	必要に応じ	全金融機関	
運転資金：5年以内(1年以内) 設備資金：7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% ） 責任共有対象外	必要に応じ	全金融機関	
		0.85%			
		0.85% （ 無担保で保証債務残高が5,000万円以下 0.68% ）			
根保証：1年 個別保証：1年以内		0.56%	流動資産 個別保証の場合は 売掛債権のみ		
定めなし	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% ） 責任共有対象外	必要に応じ	全金融機関	
		0.85%			
		0.85% （ 無担保で保証債務残高が5,000万円以下 0.68% ）			
運転資金：10年以内 設備資金：15年以内	金融機関 所定利率	0.45%～1.90% （ 特別小口保険（注）利用 0.70% ） 責任共有対象外	必要に応じ	全金融機関	
運転資金：10年以内（1年以内） 設備資金：15年以内（1年以内）	金融機関 所定利率	0.45%～1.90% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% ） 責任共有対象外	必要に応じ	全金融機関	
10年以内（1年以内）	金融機関 所定利率	0.45%～1.90% （ ガバナンス体制の整備に関する チェックを受けた場合は0.20%～1.15% ）	必要に応じ	全金融機関	
		（ 特別小口保険（注）利用 0.70% ） 責任共有対象外			

特別保証(一般保証の別枠)

番号	制 度 の 名 称 (略 称)	対 象 資 金 等	資 金 使 途	保 証 限 度 額
18-1	商店街活性化事業関連保証 (商店街活性化)	認定を受けた商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業の実施に必要な資金 (主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
18-2	商店街活性化促進事業関連保証 (商店街促進)	地域再生法に基づき、商店街活性化促進事業計画の基本的な方針に適合する事業を行うのに必要な資金 (認定市町村長の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
18-3	下請振興関連保証 (下請振興根 下請振興個)	承認を受けた下請中小企業の振興に関する計画に従って振興事業を行うために必要な事業資金 (主務大臣の承認)	運転資金 設備資金	4億8,000円【組合 6億8,000万円】 うち無担保保証 8,000万円 無担保無保証人保証 2,000万円 流動資産担保保証 2億円
18-4	特定下請連携事業関連保証 (特定下請連携)	認定を受けた特定下請連携事業計画に基づく特定下請連携事業の実施に必要な資金 (主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】 4億円【組合 6億円】
18-5	下請中小企業取引機会創出事業関連保証 (下請機会創出)	適切な取引慣行を醸成する上で必要となる受発注又は工程管理及び品質管理に用いるシステムの設計、開発又は導入に係る資金 (主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000円】 3億円【組合 6億円】
18-6	事業再生計画実施関連保証 (改善サポート)	中小企業活性化協議会等の指導または助言を受けて作成した事業再生計画に従って事業再生の計画を実施するために必要な資金	事業再生の計画の実施に必要な資金に限る	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
18-7	事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型) (改善サポート)	責任共有対象外の既保証を同額以内で借換 責任共有対象外 資材高騰や物価高、人手不足等により業況が悪化するなか、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、中小企業活性化協議会等の指導または助言を受けて作成した事業再生計画に従って事業再生の計画を実施するために必要な資金 責任共有対象外の既保証を同額以内で借換 新型コロナウイルス感染症に係る危機関連発動中の経営安定関連5号融資実行分の既保証を同額以内で借換 責任共有対象外		
18-8	経営力向上関連保証 (経営力向上関連)	認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち、新事業活動の実施に必要な資金、事業承継等に必要な資金又は事業承継等事前調査に必要な資金 (主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】 3億円【組合 6億円】 3億円【組合 6億円】
18-9	先端設備等導入関連保証 (先端設備等導入)	認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う先端設備等導入に必要な資金 (特定市町村長の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
18-10	情報処理システム運用・管理関連保証 (情シス運用管理)	情報処理システムの運用及び管理に関する計画書に従って行うシステム設計、開発若しくは導入に必要な資金 (主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】
18-11	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証 (特定情活シス)	認定開発供給計画又は認定導入計画に従って、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金又は認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金 (主務大臣の認定)	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】

(注) 特別小口保険の要件

- ① 富山県内で1年以上同一事業を営んでいる小規模企業者 (従業員20人(宿泊業・娛樂業を除く商業・サービス業は5人)以下)
- ② 次のいずれかについて、保証申込日の以前1年間において納期が到来した税額があり、かつ、当該税額を完納
 - ・源泉徴収による所得税以外の所得税
 - ・事業税または県民税
 - ・市町村民税の所得割。ただし、所得割が障害者控除額、高齢者控除額、寡婦控除額を控除されたことによって、所得割がなくなった者である場合は均等割
- ③ 無担保無保証人
- ④ 保証債務残高が本件を含み2,000万円以内

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口等
運転資金：5年以内(1年以内) 設備資金：7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ）	必要に応じ	全金融機関	保証協会
定めなし	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ）	必要に応じ		
運転資金：5年以内(1年以内) 設備資金：7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.68% （ 流動資産担保保証利用 0.56% 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ）	8,000万円超 原則有担保 （流動資産担保保 証は売掛債権）		
運転資金：5年以内(1年以内) 設備資金：7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ） ----- 0.85% （無担保で保証債務残高が5,000万円以下 0.68%）	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ） ----- 0.85% （無担保で保証債務残高が5,000万円以下 0.68%）	必要に応じ		
一括返済：1年以内 分割返済：15年以内（1年以内）	金融機関 所定利率	0.80% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ） ----- 1.00% （特別小口保険(注)利用 0.80%）	必要に応じ		
一括返済：1年以内 分割返済：15年以内（3年以内）		0.80% 経営者保証免除対応を適用す る場合は1.00% （ 特別小口保険（注）利用 1.00% 責任共有対象外 ） 国補助により事業者負担 一律0.30% ----- 1.00% 経営者保証免除対応を適用す る場合は1.20% 国補助により事業者負担 一律0.30%	必要に応じ		
運転資金：5年以内(1年以内) 設備資金：7年以内(1年以内)		0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ） ----- 0.85% ----- 0.85% （無担保で保証債務残高が5,000万円以 下 0.68%）	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ）	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ）	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注）利用 0.80% 責任共有対象外 ）	必要に応じ		

特 定 保 証

番号	制 度 の 名 称 (略 称)	対 象 資 金 等	資 金 使 途	保 証 限 度 額
20-1	商店街整備等支援関連保証 (商店街整備支援)	商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金（県知事の認定）	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円
20-2	伝統的工芸品支援関連保証 (伝統工芸支援)	伝統工芸品等の支援計画に基づく支援事業の実施に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円
20-3	小規模事業者支援関連保証 (小規模支援)	事業継続力強化支援計画に基づく事業継続力強化支援事業の実施または経営発達支援計画に基づく経営発達支援事業の実施に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円
20-4	中心市街地商業等活性化関連保証 (市街地活性化)	中心市街地の整備改善、商業等の活性化の推進を実施するために必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	2億8,000万円【組合 4億8,000万円】 一般社団法人等、特定会社 2億8,000万円
20-5	中心市街地商業等活性化支援関連保証 (市街地支援)	中心市街地の整備改善、商業等の活性化の推進を実施するために必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	一般社団法人等 特定会社 5億6,000万円
20-6	特定中小企業再生支援関連保証 (特定再生支援)	特定中小企業再生支援事業を行う認定支援機関が支援事業を行うために必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	認定支援機関 2億8,000万円
20-7	農商工等連携支援関連保証 (農商工支援)	農商工等連携支援事業計画に基づく、農商工等連携支援事業の実施に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円
20-8	商店街活性化支援関連保証 (商店街支援)	商店街活性化支援事業計画に基づく、商店街活性化支援事業の実施に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円
20-9	経営革新等支援関連保証 (経営革新等支援)	中小企業者の経営力の強化を図るため、認定経営革新等支援機関が行う経営革新等支援業務の実施に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円
20-10	情報提供支援関連保証 (情報提供支援)	中小企業者の経営資源の確保を支援するため、認定情報提供機関が行う情報提供業務の実施に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円
20-11	情報処理支援関連保証 (情報支援関連)	中小企業等経営強化法に基づく情報処理支援業務の実施に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円
20-12	技術等情報漏えい防止措置関連保証 (情報漏えい関連)	産業競争力強化法に基づく技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円
20-13	連携創業支援等関連保証 (連携創業支援)	創業支援事業により創業を適切に支援し、中小企業者の活力の再生に資するため、認定連携創業支援事業者が行う認定連携創業支援事業の実施に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円
20-14	地域経済牽引支援関連保証 (地域牽引支援)	連携支援計画に基づく、地域経済牽引事業に対する支援の実施に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円
20-15	農林水産物・食品輸出促進支援関連保証 (輸出促進関連)	認定農林水産物・食品輸出団体の行う輸出促進業務の実施に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	一般社団法人等 2億8,000万円
20-16	特定連携事業継続力強化関連保証 (特定連事継続力)	認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って中小企業者と共同で中小企業以外の事業者が行う連携事業継続力強化に必要な資金（主務大臣の認定）	運転資金 設備資金	2億8,000万円
20-17	中堅企業（破綻金融機関等関連）特別保証 (中堅企業)	破綻金融機関等と取引を行っていたために、資金調達に支障が生じている中堅企業者(注2)の事業資金（県知事の認定）	運転資金 設備資金	無担保保証：1億円 普通保証： 5億円 (既保証債務残高との合計)

(注1)

特別小口保険の要件

①富山県内で1年以上同一事業を営んでいる小規模企業者（従業員20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下）

②次のいずれかについて、保証申込日の以前1年間において納期が到来した税額があり、かつ、当該税額を完納

- ・源泉徴収による所得税以外の所得税
- ・事業税または県民税
- ・市町村民税の所得割。ただし、所得割が障害者控除額、高齢者控除額、寡婦控除額を控除されたことによって、所得割がなくなった者である場合は均等割

③無担保無保証人

④保証債務残高が本件を含み2,000万円以内

(注2)

中堅企業者：資本金5億円未満で中小企業者でない企業

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口等
定めなし	金融機関 所定利率	1.15%	必要に応じ	全金融機関	保証協会
定めなし	金融機関 所定利率	1.15%	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	1.15%	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	0.68% （ 特別小口保険（注1）利用 0.80% 責任共有対象外 ）	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	0.68%	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	1.15%	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	1.15%	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	1.15%	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	1.15%	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	1.15%	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	1.15%	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	1.15%	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	1.15%	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	1.15%	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	1.15%	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	1.15%	必要に応じ		
定めなし	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%	必要に応じ		
運転資金：5年以内(1年以内) 設備資金：7年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	無担保保証：0.65% 普通保証：0.75%	1億円超 原則有担保		

富山県制度融資保証

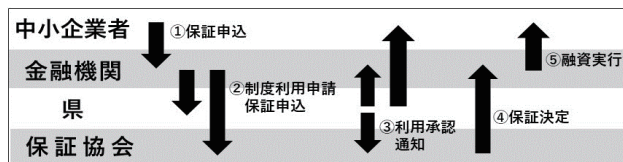
番号	制 度 の 名 称 (略 称)		対 象 資 金 等	資 金 使 途	貸 付 限 度 額
22-1	設備投資促進資金保証 (県設備促進)		県内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、事業用の設備の導入に要する資金(県知事の利用承認)	設備資金 (運転資金)	5,000万円 (設備投資に伴い、建物(土地)を取得する場合 1億円) (うち運転資金 1,000万円)
	生産性革命推進枠 (県生産性革命)		①老朽化した設備から生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する設備に入れ替えもしくは新たに増設するための資金 ②販売または役務の提供に係る業務効率の1%以上向上を図るための設備導入資金 (県知事の利用承認)	設備資金 (運転資金)	5,000万円 (うち運転資金 1,000万円)
22-2	脱炭素社会推進資金保証	再生可能エネルギー利用促進枠 (県再生可能エネ)	再生可能エネルギー(太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱)を利用した発電設備の導入に要する資金(県知事の利用承認)	設備資金 (運転資金)	1億円 (うち運転資金 1,000万円)
22-3		環境施設整備枠 (県環境施設)	公害防止、廃棄物の適正処理、資源エネルギーの有効利用等の施設の設置資金(県知事の利用承認)	設備資金	個別 3,000万円 団体 5,000万円
22-4		立山環境配慮バス購入枠 (県立山環境バス)	立山有料道路等で運行する路線バスまたは貸切バスを自動車NOx・PM法の基準に適合するものに買い替えるための資金(県知事の利用承認)	設備資金	5,000万円
22-5	防災・減災対策促進資金保証 (県防災・減災)		感染症を含む自然発災の発生に備え、災害の影響を軽減するための資金(県知事の利用承認)	設備資金 (運転資金)	1億円 (うち運転資金 1,000万円)
22-6	創業・事業承継支援資金保証	創業者枠 (県創業・一般 県創業・創業 県創業・スタ)	創業予定者および創業後5年以内の中小企業者の事業資金(県知事の利用承認)	運転資金 設備資金	3,500万円
		事業承継支援枠 (県事業承継)	後継者不在等により事業の存続見通しがつかない中小企業者等から事業資産の取得等により当該事業を承継するために必要な事業資金 (県知事の利用承認)	運転資金 設備資金	5,000万円 (設備投資に伴い、建物(土地)を取得する場合 1億円) (うち運転資金 3,000万円)
		事業承継支援枠 (事業承継特別保証利用時) (県承継特別)	ガバナンス体制の整備に関するチェックを受けて、事業承継特別保証を利用する中小企業者 (県知事の利用承認)	運転資金 設備資金	8,000万円 (設備投資に伴い、建物(土地)を取得する場合 1億円) (うち運転資金 8,000万円)
22-7	新事業展開支援資金保証	地域貢献型事業(コミュニティビジネス)支援枠 (県地域貢献 県貢献創業)	創業予定者および中小企業者の地域貢献型事業を行うための資金(商工会議所または商工会の認定) (県知事の利用承認)	運転資金 設備資金	2,000万円
		経営革新枠 (県革新等)	中小企業新事業活動促進法による革新計画の認定事業に要する資金(県知事の利用承認)	運転資金 設備資金	1億円 (うち運転資金 1,500万円)
		新事業展開・新分野進出支援枠 (県新事業・分野)	経済情勢の著しい変化等に対応するため新分野への進出を行うための資金(県知事の利用承認)	運転資金 設備資金	4,000万円 (うち運転資金 1,000万円)

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口等
設備資金 10年以内（1年以内） 〔設備投資に伴い、建物（土地） を取得する場合 15年以内（1年以内）〕 運転資金 5年以内（1年以内）	1.65%以内				
設備資金 10年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内） 〔次のいずれかの補助金を活用し、エ ネルギー効率向上や炭素排出量削減 に資する設備投資等を行う場合、据 置期間3年以内 (a)ものづくり補助金（製品・サー ビス高付加価値化枠（成長分野進出 類型）） (b)事業再構築補助金（グリーン成 長枠又は成長分野進出枠（GX進出類 型）） (c)富山県中小企業トランスフォー メーション補助金（GX枠）〕	1.25%以内 ①1.20%以内 (a)小規模企業者 (b)経営力向上計画または 先端設備導入計画の認 定を受けた事業計画を実 施する中小企業者 ②3年間実質無利子 次のいずれかの補助金を 活用し、エネルギー効率 向上や炭素排出量削減に 資する設備投資等を行う 場合 (c)ものづくり補助金 （製品・サービス高付加 価値化枠（成長分野進出 類型）） (d)事業再構築補助金 （グリーン成長枠又は成 長分野進出枠（GX進出類 型）） (e)富山県中小企業トラ ンスフォーメーション補 助金（GX枠）	0.35%～1.05%			県経営支援課へ の制度の利用申請と、 保証協会への保証申込 （注）
設備資金 10年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）	1.15%以内 〔太陽光発電設備1.30% 以内〕	0.35%～1.05%			
個別 7年以内（1年以内） 団体 10年以内（1年以内）	1.65%以内 〔地球温暖化対策に 資する施設整備 1.15%以内〕	0.35%～1.05%			県環境政策課へ の制度の利用申請と、 保証協会への保証申込 （注）
7年以内（1年以内）	1.15%以内	0.35%～1.05%			県自然保護課へ の制度の利用申請と、 保証協会への保証申込 （注）
設備資金 15年以内（1年以内） 運転資金 7年以内（1年以内）	1.15%以内	0.35%～1.05%			
運転資金 5年以内（1年以内） 設備資金 7年以内（1年以内）	1.25%以内	0.40% 〔創業関連保証を利用 0.50% 〔責任共有対象外〕 スタートアップ創出促進保証を 利用 0.70% スタートアップ創出促進保証を 利用かつ専門家派遣を受ける場合 0.60%〕			県経営支援課へ の制度の利用申請と、 保証協会への保証申込 （注）
運転資金 5年以内（1年以内） 設備資金 10年以内（1年以内） 〔設備投資に伴い、建物（土地）を 取得する場合 15年以内（1年以内）〕	1.25%以内	0.35%～1.05% 〔事業承継をきっかけに経営革新等に 取り組む場合 0.15%～0.85%〕			
10年以内（1年以内）	1.20%以内	0.10%～0.58%			
運転資金 5年以内（1年以内） 設備資金 7年以内（1年以内）	1.30%以内	0.35%～1.05% 〔創業関連保証を利用 0.80% 〔責任共有対象外〕〕			商工会議所または商工会の 認定を添えて、県経営支援課 への制度の利用申請と、保証 協会への保証申込（注）
運転資金 5年以内（1年以内） 設備資金 10年以内（3年以内）	1.30%以内	0.68%			
運転資金 5年以内（1年以内） 設備資金 7年以内（1年以内）	1.30%以内	0.35%～1.05%			県経営支援課へ の制度の利用申請と、 保証協会への保証申込 （注）

必要に応じ

全金融機関

（注）
県知事の利用承認が必要な制度については、保証協会への保証申込
のほか、県担当課への制度の利用申請が必要です。
保証決定は、制度の利用承認を確認したうえでを行います。

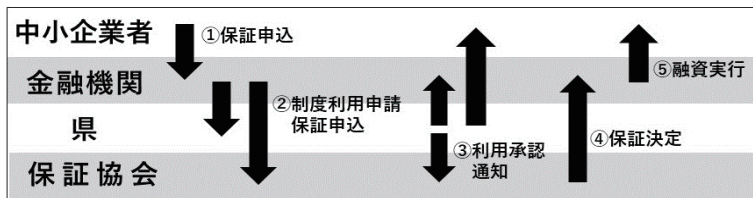


富山県制度融資保証

番号	制 度 の 名 称 (略 称)	対 象 資 金 等	資 金 使 途	貸 付 限 度 額
24-1	地方創生推進資金保証 県内進出・本社機能等強化支援枠 (県県内進出)	①県外で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、新たに県内で事業を開始する予定があるもの または県内で事業開始後1年以内のもの ②地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づく施設整備事業を行う県内中小企業者 (県知事の利用承認)	運転資金 設備資金	5,000万円 (設備投資に伴い、建物(土地)を取得する場合 1億円) (うち運転資金 3,000万円)
24-2	企業立地促進枠 (県企業立地)	地方公共団体等が造成した用地において、設備の新増設を行い、3人以上新規に雇用する予定のある中小企業者(県知事の利用承認)	設備資金	2億円
24-3	商業・サービス業活性化資金保証 (県商店街 県店舗近代化 県街環境整備)	商店街において、新規出店、空店舗への出店、店舗の改装、集配センター設置を行う中小商業・サービス業者 (県知事の利用承認)	運転資金 設備資金	運転資金 1,000万円 設備資金 5,000万円
		空店舗への出店、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者 (県知事の利用承認)	設備資金	3,000万円
		商店街整備計画に基づき環境整備を行う組合 (県知事の利用承認)	設備資金	1億円

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口等
運転資金 5年以内（1年以内） 設備資金 10年以内（1年以内） 〔設備投資に伴い、建物（土地） を取得する場合 15年以内（1年以内）〕	①1.30%以内 県内雇用5人以上 1.25%以内 地方活力向上地 域等特定業務施 設整備計画に基 づく施設整備事 業 ②1.20%以内 ③1.20%以内	0.35%～1.05%	必要に応じ	全金融機関	県経営支援課へ の制度の利用申請と、 保証協会への保証申込 (注)
10年以内（2年以内）	1.45%以内	0.35%～1.05%	必要に応じ	全金融機関	県立地通商課へ の制度の利用申請と、 保証協会への保証申込 (注)
運転資金 5年以内（1年以内） 設備資金 10年以内（1年以内）	1.30%以内	0.35%～1.05%	必要に応じ	全金融機関	県経営支援課へ の制度の利用申請と、 保証協会への保証申込 (注)
7年以内（1年以内）	1.45%以内				
10年以内（1年以内）	1.45%以内				

(注)
 県知事の利用承認が必要な制度については、保証協会への保証申込
 のほかに、県担当課への制度の利用申請が必要です。
 保証決定は、制度の利用承認を確認したうえで行います。



富山県制度融資保証

番号	制 度 の 名 称 (略 称)		対 象 資 金 等	資 金 使 途	貸 付 限 度 額
26-1	事業活性化促進資金保証 (県事業活性)		事業の多角化、合理化、拡大を行うための資金	運転資金	3,000万円
26-2	小規模企業等経営支援短期 資金保証 (県小規模短期)		従業員50人（商業・サービス業は20人）以下の小規模事業者の短期事業資金	運転資金	600万円
26-3	小口事業資金保証	一般小口枠 〔一般小口枠 県小口 県小口指導〕	従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者の事業資金（富山市以外）	運転資金 設備資金	2,000万円 (零細小口枠との合計)
		零細小口枠 〔零細小口枠 県零細 県零細指導〕	従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者の事業資金 責任共有対象外	運転資金 設備資金	2,000万円 (既保証債務残高との合計)
26-4	経営安定資金保証	地域産業対策枠 (県地域産業)	売上高の減少や経常赤字により経営の安定に支障を生じている企業の経営安定資金（金融機関の認定）	運転資金	5,000万円
		経済変動対策緊急融資保証 〔県経済変動 県経済変動緊急〕	売上高や売上高営業利益率等が減少し、経営の安定に支障が生じている企業の経営安定資金（金融機関または市町村の認定）	運転資金	8,000万円 (地域産業対策枠との合計)
		震災対策特別融資 (県能登地震)	令和6年能登半島地震において被害を受けた中小企業者の経営安定資金（市町村の発行するり災証明書等の提出が必要）	運転資金 設備資金 借換資金 〔緊急災害短期保証制度 (協会制度) に限る〕	1億円
26-5		小規模企業支援資金枠 (県小規模支援)	売上総利益率等が減少し、厳しい経営状況となっている従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者の事業資金（金融機関の認定）	運転資金	3,000万円
26-6		企業再生支援枠 (県企業再生)	経営の安定に支障を生じ、または生ずるおそれがある中小企業者の経営の改善に取り組むために要する事業資金（県知事の利用承認）	運転資金 設備資金	1億円
26-7		連鎖倒産防止枠 (県連鎖倒産)	国または当協会が指定した倒産企業に債権を有する中小企業者のための経営安定資金	運転資金	5,000万円 (債権額を限度とする)
26-8	緊急経営改善資金保証 (県経営改善 小口改善)		〔一般枠〕 売上高が減少し、経営改善計画を策定し借換を行うことにより経営の改善が期待される中小企業者の保証付借入金(注3)の借換資金および新規事業資金(金融機関または市町村の認定)	運転資金	8,000万円 (借換と同額（上限1,000万円）までの新規運転資金を含む。（注4）)
			〔小口枠〕 売上高が減少し、経営改善計画を策定し借換を行うことにより経営の改善が期待される中小企業者の県小口事業資金保証の借換資金および新規事業資金(金融機関または市町村の認定)	運転資金	2,000万円 (借換と同額（上限1,000万円）までの新規運転資金を含む。（注4）)
26-9	災害対応資金 (県災害対応)		次の（1）又は（2）の災害において被害を受けた中小企業者の事業継続に必要な資金 （1）激甚災害法又は災害救助法の適用を受けた災害（市町村の発行するり災証明書等の提出が必要） （2）知事が認めた自然災害	運転資金 設備資金	1億円

(注1)

一部の市町村で保証料の補給を行っています。補給割合・補給方法は市町村商工担当課にご確認ください。
(他の県制度融資保証についても保証料の補給を行っている市町村があります。)

(注2)

特別小口保険の要件

①富山県内で1年以上同一事業を営んでいる小規模企業者（従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下）

②次のいずれかについて、保証申込日の以前1年間において納期が到来した税額があり、かつ、当該税額を完納

- ・源泉徴収による所得税以外の所得税
- ・事業税または県民税
- ・市町村民税の所得割。ただし、所得割が障害者控除額、高齢者控除額、寡婦控除額を控除されたことによって、所得割がなくなった者である場合は均等割

③無担保無保証人

④保証債務残高が本件を含み2,000万円以内

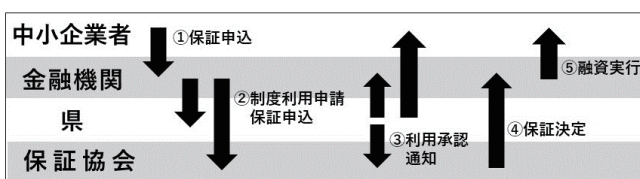
(注3)

県小口事業資金保証・県小規模企業等経営支援短期資金保証を除く。

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口等
5年以内（1年以内）	1.90%以内	0.35%～1.05%	必要に応じ	全金融機関	保証協会
1年以内	1.70%以内	0.35%～1.05%	必要に応じ	全金融機関	保証協会
運転資金 5年以内（6か月以内） 〔2期連続経常赤字で経営指導を受けたもの 7年以内（6か月以内）〕 設備資金 7年以内（6か月以内）	1.80%以内 1.75%以内	0.60%(注1) 〔特別小口保険(注2)を利用 0.50% 経営安定関連保証1号～4号、6号を利用 0.70%〕 0.70%(注1) (特別小口保険(注2)を利用 0.50%)	原則不要	市町村指定の金融機関	市町村
7年以内（1年以内）	1.70%以内	0.35%～1.05%	必要に応じ	全金融機関	金融機関の認定書を添えて保証協会へ
7年以内（1年以内）	1.25%以内	0.35%～1.05% (経営安定関連保証5号を利用 0.50%)			【経営安定関連保証、危機関連保証を利用する場合】 市町村の認定書を添えて保証協会へ 【上記保証を利用しない場合】 金融機関の認定書を添えて保証協会へ
10年以内（5年以内）		ゼロ～0.55% 〔経営安定関連保証4号 ゼロ 災害関係保証利用 ゼロ 責任共有対象外〕			【経営安定関連保証を利用する場合】 市町村の認定書及び実施計画書を添えて保証協会へ 【上記保証を利用しない場合】 実施計画書を添えて保証協会へ 【設備資金の場合】 県経営支援課への制度の利用申請と、保証協会への保証申込（注5）
7年以内（1年以内）	1.20%以内	0.35%～1.05%	必要に応じ	全金融機関	金融機関の認定書を添えて保証協会へ
運転資金 7年以内（1年以内） 設備資金 10年以内（1年以内）	1.45%以内	0.35%～1.05%	必要に応じ	全金融機関	県経営支援課への制度の利用申請と、保証協会への保証申込（注5）
7年以内（1年以内）	1.45%以内	0.60% 〔経営安定関連保証1号を利用 0.70%〕 責任共有対象外	必要に応じ	全金融機関	保証協会
10年以内（1年以内）	1.70%以内	0.35%～1.05%（注1）	必要に応じ	全金融機関	【経営安定関連保証を利用する場合】 市町村の認定書及び実施計画書を添えて保証協会へ 【上記保証を利用しない場合】 金融機関の認定書及び実施計画書を添えて保証協会へ
10年以内（5年以内）	1.25%以内	0.35%～1.05% 〔経営安定関連保証4号を利用 0.50% 災害関係保証を利用 0.50%〕 責任共有対象外	必要に応じ	全金融機関	【経営安定関連保証を利用する場合】 市町村の認定書及び実施計画書を添えて保証協会へ 【上記保証を利用しない場合】 実施計画書を添えて保証協会へ 【設備資金の場合】 県経営支援課への制度の利用申請と、保証協会への保証申込（注5）

(注4)
令和6年能登半島地震の発生に起因して売上高が減少した場合、上限1,000万円は撤廃されます。

(注5)
県知事の利用承認が必要な制度については、保証協会への保証申込のほかに、県担当課への制度の利用申請が必要です。
保証決定は、制度の利用承認を確認したうえで行います。（右図参照）



市制度融資保証

富山市制度融資保証

番号	制 度 の 名 称 (略 称)	対 象 資 金 等	資 金 使 途	貸 付 限 度 額
28-1	運転資金保証 (市運転)	中小企業者の運転資金	運転資金	2,000万円
28-2	経営安定資金保証 (市経営安定 市経営指導)	取引先の倒産、売上減少等の中小企業者の経営安定資金 (富山商工会議所または富山市内各商工会の認定)	運転資金	1,000万円
	災害枠 (市経営災害)	地震、風水害、火災等の災害により、事業経営に著しい支障が生じている事業者のための経営安定資金	運転資金 設備資金	2,500万円
	激甚災害枠 (市経営災害激甚)	指定された激甚災害により、事業経営に著しい支障が生じている事業者のための経営安定資金(富山市の発行するり災証明書または被災届出証明書の提出が必要)	運転資金 設備資金	5,000万円
28-3	設備投資支援資金保証 (市設備支援)	中小企業者の設備資金	設備資金	1億円
28-4	企業立地促進事業資金保証 (市企業立地)	富山市が造成した工業団地や富山市の特定地域等での工場の新設、移設または増設のための資金および当該地において土地を賃借している企業の当該土地の取得資金	設備資金	2億円
28-5	高度化事業資金保証 (市高度化)	共同化、集団化のための土地取得資金および建物・施設の建設資金	設備資金	1億円
28-6	創業者支援資金保証 (市創業者)	創業(創業から1年未満を含む。)に必要な事業資金	運転資金 設備資金	1,000万円 (事業費の80%以内)
28-7	第二創業支援資金保証 (市第二創業)	中小企業者の新事業展開、分社化等を行うために必要な資金	運転資金 設備資金	5,000万円 (うち運転資金 1,000万円)
28-8	環境保全設備資金保証 (市環境設備)	再生可能エネルギー設備等、環境保全設備の取得資金	設備資金	2,000万円
28-9	商店街空き店舗活用促進資金保証 (市空き店舗)	富山市内の商店街等の空き店舗で小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営むために必要な資金	運転資金 設備資金	2,000万円 (うち運転資金 1,000万円)
28-10	緊急経営基盤安定資金保証 (市基盤安定)	急速な景気の悪化に伴い、事業経営に支障が生じている中小企業者の経営安定資金・富山市制度融資保証の借換資金(富山商工会議所または富山市内各商工会の認定)	運転資金	5,000万円

(注)

特別小口保険の要件

①富山市内で1年以上同一事業を営んでいる小規模企業者(従業員20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業)は5人)以下)

②次のいずれかについて、保証申込日の以前1年間において納期が到来した税額があり、かつ、当該税額を完納

・源泉徴収による所得税以外の所得税

・事業税または県民税

・市町村民税の所得割。ただし、所得割が障害者控除額、高齢者控除額、寡婦控除額を控除されたことによって、所得割がなくなった者である場合は均等割

③無担保無保証人

④保証債務残高が本件を含み2,000万円以内

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口等
5年以内（6か月以内）	1.75% (内0.7%市補給)	0.35%～1.05% （特別小口保険(注)を利用 0.60% 責任共有対象外）	必要に応じ	富山市指定の 金融機関 (県内店舗のみ)	富山市商工労政課 富山商工会議所 富山市内各商工会 取扱金融機関
5年以内（6か月以内） 〔市長が指定した経営指導を受けた もの 7年以内（1年以内）〕	1.75% (内0.8%市補給)	0.35%～1.05%	必要に応じ		富山市商工労政課 富山商工会議所 富山市内各商工会 取扱金融機関 〔富山商工会議所または富山市内各商 工会の認定を受け、申込時に認定書 を添付してください。〕
10年以内（1年以内）					富山市商工労政課 富山商工会議所 富山市内各商工会 取扱金融機関
10年以内（3年以内）		0.35%～1.05% (全額市補給)			
10年以内（1年以内）	2.00% (内1.5%市補給)	0.35%～1.05% （特別小口保険(注)を利用 0.60% 責任共有対象外）	必要に応じ		富山市商工労政課 富山商工会議所 富山市内各商工会 取扱金融機関
12年以内（1年以内）	1.70% (内1.5%市補給)	0.35%～1.05%	原則要		富山市商工労政課 富山商工会議所 富山市内各商工会 取扱金融機関
10年以内（1年以内）	2.50% (内1.5%市補給)	0.35%～1.05%	必要に応じ		〔事前に富山市への認定申請が必要で す〕
10年以内（1年以内）	1.80% (内1.5%市補給)	0.35%～1.05% （創業関連保証等を利用 0.80% 責任共有対象外）	必要に応じ		富山市商工労政課 富山商工会議所 富山市内各商工会
10年以内（1年以内）	1.80% (内1.5%市補給)	0.35%～1.05%	必要に応じ		
7年以内（1年以内）	2.00% (内1.2%市補給)	0.35%～1.05%	必要に応じ		富山市商工労政課 富山商工会議所 富山市内各商工会 取扱金融機関
7年以内（1年以内）	2.00% (内1.5%市補給)	0.35%～1.05%	必要に応じ		富山市商工労政課 富山商工会議所 富山市内各商工会
8年以内（6か月以内）	1.20%	0.35%～1.05%	必要に応じ		富山市商工労政課 富山商工会議所 富山市内各商工会 取扱金融機関 〔富山商工会議所または富山市内各 商工会の認定を受け、申込時に認定 書を添付してください。〕

市制度融資保証

高岡市制度融資保証

番号	制 度 の 名 称 (略 称)	対 象 資 金 等	資 金 使 途	貸 付 限 度 額
30-1	経営安定資金保証 (高岡経営安定)	売上高や営業利益率が減少しているなど経営の安定に支障が生じている企業の経営安定資金	運転資金	4,000万円 (小口事業資金との合計)
30-2	設備投資支援資金保証 (高岡設備投資)	土地の取得、建築物の新築・増改築、大規模の修繕、機械等の設置のための資金	設備資金	5,000万円 (土地・建物の取得 1億円)
30-3	ものづくり支援資金保証 (高岡ものづくり)	新技術・新製品開発、研究開発や商品の見本市・展示会等に必要事業資金	運転資金 設備資金	5,000万円 (うち運転資金 1,000万円)
30-4	事業承継支援資金保証 (高岡承継)	事業資産の取得資金や株式等取得資金	運転資金 設備資金	5,000万円 (うち運転資金 3,000万円)
30-5	新事業展開・第二創業支援資金保証 (高岡第二創業)	新事業展開や第二創業(事業承継を契機とした新分野への挑戦)により現在の事業と日本標準産業分類の小分類が異なる事業に取り組む予定があるものまたは新事業開始後1年以内のものの当該事業に必要な資金	運転資金 設備資金	5,000万円 (うち運転資金 1,000万円)
30-6	市内進出支援資金保証 (高岡市内進出)	高岡市外で1年以上事業を営んでいる中小企業者で ①高岡市内に初めて事業所等を設置予定または設置後1年以内のもの ②高岡市外から高岡市内に本社機能施設の移転を行う予定のあるものまたは移転後1年以内のもの	運転資金 設備資金	5,000万円 (うち運転資金 2,000万円)
30-7	災害対応資金保証 (高岡災害)	令和6年能登半島地震の影響、又は過去1年以内に高岡市内で発生した風水害等の自然災害により事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしている企業の復旧に必要な資金(高岡市が発行するり災証明書が必要)	運転資金 設備資金	2,500万円
30-8	創業者支援資金保証 (高岡創業)	創業(創業から3年未満を含む。)に必要な事業資金	運転資金 設備資金	2,000万円 (女性・若手起業家支援資金保証との合計)
	女性・若手起業家支援資金保証 (高岡女性若手)	女性又は40歳以下の者が、創業(創業から3年未満を含む。)に必要な事業資金	運転資金 設備資金	700万円 (創業者支援資金保証との合計)
30-9	緊急経営基盤改善資金保証 (高岡改善)	売上等が減少し経営改善計画を策定し、借換を行うことにより経営の改善が見込まれる中小企業者の高岡市制度融資保証の借換資金および新規事業資金	運転資金	2,000万円 (借換と同額(上限1,000万円)までの新規事業資金を含む。)

(注)

高岡市外の取扱金融機関：北陸銀行 石動支店・新湊支店・堀岡出張所・新湊西出張所、富山銀行・北國銀行・富山第一銀行(各石動支店・新湊支店)、新湊信用金庫 本店・西部支店

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口
5年以内（6か月以内） 〔2期連続経常赤字で経営指導を受けたもの〕 7年以内（6か月以内）	1.80%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)	必要に応じ	高岡市内店舗 ほか(注)	高岡市産業企画課
10年以内（1年以内）	1.80%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)	必要に応じ		
運転資金 6年以内（1年以内） 設備資金 10年以内（1年以内）	1.50%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)	必要に応じ		
10年以内（1年以内）	1.30%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)	必要に応じ		
運転資金 6年以内（1年以内） 設備資金 10年以内（1年以内）	1.50%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)	必要に応じ		
運転資金 6年以内（1年以内） 設備資金 10年以内（1年以内）	1.50%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)	必要に応じ		
10年以内（1年以内）	1.60%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)	必要に応じ		
運転資金 6年以内（1年以内） 設備資金 7年以内（1年以内）	1.50%以内	0.35%～1.05% (創業関連保証等を利用 0.80%) 〔責任共有対象外〕 (全額市補給)	原則不要		
運転資金 6年以内（1年以内） 設備資金 7年以内（1年以内）	1.30%以内	0.35%～1.05% (創業関連保証等を利用 0.80%) 〔責任共有対象外〕 (全額市補給)	原則不要		
7年以内（6か月以内）	1.80%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)	必要に応じ		

市制度融資保証

射水市制度融資保証

番号	制 度 の 名 称 (略 称)	対 象 資 金 等	資 金 使 途	貸 付 限 度 額
32-1	中小企業振興資金保証 (射水振興)	中小企業者の事業資金	運転資金 設備資金	2,000万円
32-2	中小企業振興資金	経営支援資金保証 (射水経営 射水経済変動)	売上減少補てんのための資金	1,000万円
		[経済変動対策枠] 売上高等が減少しているなど経営の安定に支障が生じている企業の経営安定資金	運転資金	2,000万円
32-3		設備投資促進資金保証 (射水設備促進)	工場・店舗等の新增設および生産機械・事業用車両等の導入のための資金	運転資金 設備資金 (うち運転資金 500万円)
32-4		緊急経営改善資金保証 (射水改善)	売上等が減少し、経営改善計画を策定している中小企業者の射水市制度融資保証の借換資金	運転資金 1,000万円
32-5		災害対応資金保証 (射水災害)	射水市内で発生した風水害等の自然災害により事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしている企業の復旧に必要な資金	運転資金 設備資金 2,500万円

(注1)

射水市外の取扱金融機関：北陸銀行 呉羽支店、新湊信用金庫 中曽根支店

魚津市制度融資保証

番号	制 度 の 名 称 (略 称)	対 象 資 金 等	資 金 使 途	貸 付 限 度 額
32-6	独立開業資金保証 (魚津独立)	創業(創業から1年未満を含む。)に必要な事業資金	運転資金 設備資金	500万円

氷見市制度融資保証

番号	制 度 の 名 称 (略 称)	対 象 資 金 等	資 金 使 途	貸 付 限 度 額
32-7	地場産業育成資金	経営安定資金保証 (氷見経営)	売上減少等により事業活動に支障が生じている地場産業中小企業者のための資金	運転資金 1,000万円
32-8		技術改善資金保証 (氷見技術)	新商品開発・省力化・生産施設の新増設等の資金	設備資金 1,000万円
32-9		旅館・民宿業施設整備資金保証 (氷見旅館)	旅館、民宿の新築、増改築のための資金	設備資金 1,000万円
32-10		緊急経営改善資金保証 (氷見改善)	売上が減少し経営改善計画を策定し、借換を行うことにより経営の改善が見込まれる中小企業者の氷見市制度融資保証の借換資金	運転資金 1,000万円

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口
運転資金 5年以内(6か月以内) 〔2期連続経常赤字で経営指導を受けたもの 7年以内(6か月以内)〕 設備資金 7年以内(6か月以内)	1.80%以内	0.35%～1.05% (4/5市補給)	原則不要	射水市内店舗 ほか（注1）	射水市 商工企業立地課
5年以内（6か月以内）	1.80%以内	0.35%～1.05% (4/5市補給)	必要に応じ		
5年以内（6か月以内）	1.60%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)	必要に応じ		
10年以内（1年以内）	1.80%以内	0.35%～1.05% (4/5市補給)	必要に応じ		
10年以内（1年以内）	1.70%以内	0.35%～1.05% (4/5市補給)	必要に応じ		
10年以内（1年以内）	1.60%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)	必要に応じ		

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口
5年以内（1年以内）	1.75%以内	0.35%～1.05% （創業関連保証等を利用 0.80%） 〔責任共有対象外〕 （全額市補給）	必要に応じ	魚津市指定の 金融機関	魚津市商工観光課

保証期間（うち据置期間）	貸付利率 (年率)	保証料率 (年率)	担 保	取扱金融機関	申込受付窓口
5年以内（1年以内）	1.80%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)	必要に応じ	氷見市内店舗	氷見市商工観光課
7年以内（1年以内）	1.80%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)	必要に応じ		
7年以内（1年以内）	1.80%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)	必要に応じ		
7年以内（1年以内）	1.70%以内	0.35%～1.05% (全額市補給)	必要に応じ		

許可等が必要な事業一覧表（保証申込にあたっては、許可証等の写を添付してください。）

番号	業 種	許可等	関 係 法 令	主 務 官 公 省	有 効 期 間
1	食料品製造業(注1)	許 可	食品衛生法(55 条)	県知事(保健所長等)	5年を下らない期間
2	食料品販売業(注1)	許 可	食品衛生法(55 条)	県知事(保健所長等)	5年を下らない期間
3	飲食店(注1)	許 可	食品衛生法(55 条)	県知事(保健所長等)	5年を下らない期間
4	建設業(注2)(注3)	許 可	建設業法(3 条)	国土交通大臣または県知事	5 年
5	一般旅客自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)	許 可	道路運送法(4 条)	国土交通大臣(地方運輸局長)	無期限
6	一般貸切旅客自動車運送事業	許 可	道路運送法(4 条、8 条)	国土交通大臣(地方運輸局長)	5 年(注4)
7	特定旅客自動車運送事業	許 可	道路運送法(43 条)	国土交通大臣(地方運輸局長)	無期限
8	自家用有償旅客運送事業	登 録	道路運送法(79 条)	国土交通大臣(地方運輸局長)	2 年または 5 年 (更新時 2 年、3 年または 5 年) (注5)
9	一般貨物自動車運送事業	許 可	貨物自動車運送事業法(3 条)	国土交通大臣(地方運輸局長)	無期限
10	特定貨物自動車運送事業	許 可	貨物自動車運送事業法(35 条)	国土交通大臣(地方運輸局長)	無期限
11	旅館業	許 可	旅館業法(3 条)	県知事または市町村長	無期限
12	古物営業(注6)	許 可	古物営業法(3 条)	県公安委員会	無期限
13	薬局	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「医薬品医療機器等法」)(4 条)	県知事	6 年
14	医薬品(体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造販売業	許 可	医薬品医療機器等法(12 条)	厚生労働大臣または県知事	5 年または 6 年 (注7)
15	医薬品(体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く)	許 可	医薬品医療機器等法(13 条)	厚生労働大臣または県知事	5 年または 6 年 (注8)
16	医薬品(体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る)	登 録	医薬品医療機器等法(13 条の2 の2)	厚生労働大臣または県知事	5 年
17	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許 可	医薬品医療機器等法(23 条の2)	厚生労働大臣または県知事	5 年
18	医療機器・体外診断用医薬品製造業	登 録	医薬品医療機器等法(23 条の2 の3)	厚生労働大臣	5 年
19	再生医療等製品製造販売業	許 可	医薬品医療機器等法(23 条の20)	厚生労働大臣または県知事	5 年
20	再生医療等製品製造業	許 可	医薬品医療機器等法(23 条の22)	厚生労働大臣	5 年
21	医薬品販売業	許 可	医薬品医療機器等法(24 条)	県知事	6 年
22	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許 可	医薬品医療機器等法(39 条)	県知事	6 年
23	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業(注9)	許 可	医薬品医療機器等法(39 条)	県知事	6 年
24	医療機器修理業	許 可	医薬品医療機器等法(40 条の2)	厚生労働大臣または県知事	5 年
25	再生医療等製品販売業	許 可	医薬品医療機器等法(40 条の5)	県知事	6 年
26	一般廃棄物処理業	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7 条)	市町村長	2 年
27	産業廃棄物処理業	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14 条)	県知事	5 年(更新時 5 年または 7 年) (注10)
28	特別管理産業廃棄物処理業	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14 条の4)	県知事	5 年(更新時 5 年または 7 年) (注10)
29	有料職業紹介事業	許 可	職業安定法 (30 条)	厚生労働大臣	3 年(更新時 5 年)
30	病院・診療所・助産所	許 可	医療法 (7 条)	県知事	無期限
31	宅地建物取引業	免 許	宅地建物取引業法 (3 条)	国土交通大臣または県知事	5 年
32	酒類製造業	免 許	酒税法 (7 条)	税務署長	無期限
33	酒母・もろみ製造業	免 許	酒税法 (8 条)	税務署長	無期限
34	酒類販売業	免 許	酒税法 (9 条)	税務署長	無期限

番号	業 種	許可等	関 係 法 令	主 務 官 公 省	有 効 期 間
35	第 1 種 高圧ガス製造業	許 可	高圧ガス保安法 (5 条)	県知事	無期限
36	液化石油ガス販売業	登 録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (3 条)	経済産業大臣(経済産業局長)または県知事	無期限
37	労働者派遣事業	許 可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (5 条)	厚生労働大臣	3 年 (更新時 5 年)
38	家畜商	免 許	家畜商法 (3 条)	県知事	無期限
39	浄化槽清掃業	許 可	浄化槽法(35 条)	市町村長	期限を付すことができる(概ね 2 年)
40	興 行 場(映画館・劇場)	許 可	興行場法(2 条)	県知事	無期限
41	浴場業	許 可	公衆浴場法(2 条)	県知事	無期限
42	測量業	登 録	測量法(55 条)	国土交通大臣	5 年
43	砂利採取業	登 録	砂利採取法(3 条)	県知事	無期限
44	採石業	登 録	採石法(32 条)	県知事	無期限
45	建築士事務所	登 録	建築士法(23 条)	県知事	5 年
46	電気工事業	登 録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3 条)	経済産業大臣(経済産業局長)または県知事	5 年
47	自動車特定整備事業(注 11)	認 証	道路運送車両法(78 条)	地方運輸局長	無期限
48	揮発油販売業	登 録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3 条)	経済産業大臣(経済産業局長)	無期限
49	揮発油特定加工業	登 録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12 条の 2)	経済産業大臣(経済産業局長)	無期限
50	軽油特定加工業	登 録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12 条の 9)	経済産業大臣(経済産業局長)	無期限
51	住宅宿泊事業	届 出	住宅宿泊事業法(3 条)	県知事	無期限
52	接待飲食等営業(注 12)	許 可	風営法(3条)	県公安委員会	無期限
53	遊技業営業(注 13)	許 可	風営法(3条)	県公安委員会	無期限
54	包括信用購入あっせん業(少額包括信用購入あっせん業を除く。)	登 録	割賦配分法(第 31 条)	経済産業大臣(経済産業局長)	無期限
55	包括信用購入あっせん業(少額包括信用購入あっせん業に限る。)	登 録	割賦配分法(第 35 条の 2 の 3)	経済産業大臣(経済産業局長)	無期限
56	クレジットカード番号等取扱契約締結事業	登 録	割賦販売法(第 35 条の 17 の 2)	経済産業大臣(経済産業局長)	無期限
57	個別信用購入あっせん業	登 録	割賦販売法(第 35 条の 3 の 23)	経済産業大臣(経済産業局長)	3 年
58	金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業	登 録	金融商品取引法(第 29 条)	内閣総理大臣(財務局長)	無期限
59	適格機関投資家等特例業務	届 出	金融商品取引法(第 63 条)	内閣総理大臣(財務局長)	無期限
60	海外投資家等特例業務	届 出	金融商品取引法(第 63 条の 9)	内閣総理大臣(財務局長)	無期限
61	移行期間特例業務	届 出	金融商品取引法(附則第 3 条の 3)	内閣総理大臣(財務局長)	無期限
62	商品先物取引業	許 可	商品先物取引法(第 190 条)	経済産業大臣 農林水産大臣	6 年
63	商品投資顧問業	許 可	商品投資に係る事業の規則に関する法律(第 3 条)	経済産業大臣 農林水産大臣	6 年
64	特定店頭商品デリバティブ取引業	届 出	商品先物取引法(第 349 条)	経済産業大臣 農林水産大臣	無期限
65	商品先物取引仲介業	登 録	商品先物取引法(第 240 条の 2)	経済産業大臣 農林水産大臣	6 年
66	資金移動業	登 録	資金決済に関する法律(第 37 条)	財務局長	無期限
67	自家型前払式支払手段発行者	届 出	資金決済に関する法律(第 5 条)	財務局長	無期限
68	第三者型前払式支払手段発行者	登 録	資金決済に関する法律(第 7 条)	財務局長	無期限
69	金融商品仲介業	登 録	金融商品取引法(第 66 条)	内閣総理大臣(財務局長)	無期限
70	有価証券等仲介業	登 録	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(第 12 条)	内閣総理大臣(財務局長)	無期限

(注1)令和3年6月1日(食品衛生法改正施行日)時点で、改訂により新法に指定された許可業種について営業を行っている者は、令和6年5月31日までに営業許可を取得する必要があります。また、改正法施行日時点で改正前の法令に基づく営業許可を取得している場合は、取得済みの許可に該当する営業に限り有効期限内まで引き続き営業を行うことができます。

(注2) 次に掲げる「軽微な建設工事」を行う者は、許可は必要ありません。

ア. 建築一式工事の場合:工事1件の請負代金が、1,500万円未満または延面積が150㎡未満の木造住宅工事。

イ. 建築一式工事以外の場合:工事1件の請負代金が500万円未満

(注3) 平成31年6月1日以降に「解体工事業」を営む場合は、当該許可の取得が必要となります。(注2イの場合を除く。)

(注4) 改正前の道路運送法(4条)の許可を受けている者は、平成29年4月1日(改正法施行日)に改正後の許可を受けたものとみなされます。
この場合における最初の更新は、平成29年4月1日から起算して5年を経過する日までの間において国土交通省令で定める期間を経過する日までとなります。

(注5) 自家用有償旅客運送事業のうち、自動車の運行管理の体制の整備等について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送(事業者協力型自家用有償旅客運送)に係る登録の有効期間及び当該登録の更新に際しは正措置の命令を受けていないこと等道路運送法で定める事項に該当する場合の有効期間は5年です。

(注6) 公安委員会の古物営業法による許可が必要です。なお、取得された時期により次の2種類があります。

ア. 令和2年4月1日以降の新たな古物営業法による許可

イ. 令和2年3月31日以前の古物営業法による許可

ただし、「イ」について、令和2年3月31日までに「主たる営業所等届出書」を提出していない場合は、許可が失効していますので、併せて確認してください。

また、二つ以上の公安委員会から許可を受けていた事業所は、「ア」の令和2年4月1日以降の古物営業法による許可の交付が必要となります。

(注7) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)製造販売業のうち薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の有効期間は6年です。

(注8) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)製造業のうち薬局製造販売医薬品の製造に係る許可の有効期間は6年です。

(注9) 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品医療機器等法」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行う者をいいます。

(注10) 産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力および実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたものに係る許可の更新期間は7年です。

(注11) 改正法の施行日(令和2年4月1日)前に受けた自動車分解整備事業の認証は、新法における自動車特定整備事業の認証とみなされます。
改正法施行時に電子制御装置整備(分解整備を除く特定整備事業)に係る事業を営んでいる者は、令和6年3月31日までの間は、引き続き当該事業を営営することができます。

(注12) 風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業をいいます。

(注13) 具体的には、マージャン店、パチンコ・パチスロ店、ゲームセンター、ダーツバー等

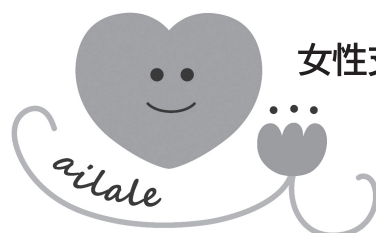
なお、「デジタルダーツ及びシミュレーションゴルフを設置して客に遊戯させる営業」は、一定の要件を満たす場合にあって、当面の間、風営法の規制対象としない扱いとされます。(H30.9.21付警察庁丁保発第155号)

◆ 主な関係機関の一覧

		担 当 課	担 当 係	〒	所 在 地	電 話 番 号
県市町村	富 山 県	経 営 支 援 課	金 融 担 当	930-8501	富山市新総曲輪 1-7	076-444-3248
		立 地 通 商 課	企 業 誘 致 担 当			076-444-3244
		環 境 政 策 課	企 画 係	930-0005	富山市新桜町 5-3 第 2 富山電気ビルディング 8 階	076-444-3141
		自 然 保 護 課	自 然 環 境 係		富山市新桜町 5-3 第 2 富山電気ビルディング 6 階	076-444-3396
	富 山 市	商 工 労 政 課	商工業振興係	930-8510	富山市新桜町 7-38	076-443-2070
	高 岡 市	産 業 企 画 課	総務・金融係	933-8601	高岡市広小路 7-50	0766-20-1286
	射 水 市	商工企業立地課	商 工 労 政 係	939-0341	射水市三ヶ 2602	0766-51-6675
	魚 津 市	商 工 観 光 課	商 工 労 働 ・ 企 業 立 地 係	937-8555	魚津市釈迦堂 1-10-1	0765-23-6195
	氷 見 市	商 工 観 光 課	商工振興担当	935-8686	氷見市鞍川 1060	0766-74-8105
	滑 川 市	商 工 企 画 課	商 工 業 業 係	936-8601	滑川市寺家町 104	076-475-1431
	黒 部 市	商 工 観 光 課	商 工 労 働 係	938-8555	黒部市三日市 1301	0765-54-2611
	小 矢 部 市	商 工 立 地 振 興 課		932-8611	小矢部市本町 1-1	0766-67-1760
	砺 波 市	商 工 観 光 課	商 工 係	939-1398	砺波市栄町 7-3	0763-33-1392
	南 砺 市	商工企業立地課	商 工 振 興 係	939-1692	南砺市荒木 1550	0763-23-2018
	舟 橋 村	総 務 課	企 画 係	930-0295	中新川郡舟橋村仏生寺 55	076-464-1121
	上 市 町	産 業 課	商 工 観 光 班	930-0393	中新川郡上市町法音寺 1	076-472-2505
	立 山 町	商 工 観 光 課	商 工 労 働 係	930-0292	中新川郡立山町前沢 2440	076-462-9970
	入 善 町	キラキラ商工 観 光 課	商 工 観 光 係	939-0693	下新川郡入善町入膳 423	0765-72-3802
	朝 日 町	商 工 観 光 課	商 工 振 興 係	939-0793	下新川郡朝日町道下 1133	0765-83-1100
富山県中小企業団体中央会				930-0083	富山市総曲輪 2-1-3	076-424-3686
(公財)富山県新世紀産業機構				930-0866	富山市高田 527	
富山県よろず支援拠点						076-444-5605
富山県事業承継・引継ぎ支援センター						076-444-5625
富山県中小企業活性化協議会						076-444-5663
経営改善計画策定支援事業						076-441-2134
(一社)富山県中小企業診断協会				930-0866	富山市高田 527 情報ビル2階	076-433-1371

		〒	所 在 地	電 話 番 号
商工会議所	連 合 会	930-0083	富山市総曲輪 2-1-3	076-423-2722
	富 山 商 工 会 議 所	930-0083	富山市総曲輪 2-1-3	076-423-1111
	高 岡 商 工 会 議 所	933-8567	高岡市丸の内 1-40	0766-23-5000
	氷 見 商 工 会 議 所	935-0013	氷見市南大町 10-1	0766-74-1200
	射 水 商 工 会 議 所	934-0011	射水市本町 2-10-30 クロスベイ新湊2階	0766-84-5110
	魚 津 商 工 会 議 所	937-0067	魚津市釈迦堂 1-12-18 魚津商工会議所ビル 4 階	0765-22-1200
	砺 波 商 工 会 議 所	939-1332	砺波市永福町 6-28	0763-33-2109
	滑 川 商 工 会 議 所	936-0057	滑川市田中町 132	076-475-0321
	黒 部 商 工 会 議 所	938-0014	黒部市植木 23-1	0765-52-0242
商 工 会	連 合 会	930-0855	富山市赤江町 1-7	076-441-2716
	朝 日 町 商 工 会	939-0741	下新川郡朝日町泊 418	0765-83-2280
	入 善 町 商 工 会	939-0626	下新川郡入善町入膳 5232-5	0765-72-0163
	上 市 町 商 工 会	930-0345	中新川郡上市町南町 19	076-472-0716
	立 山 舟 橋 商 工 会	930-0221	中新川郡立山町前沢 2469	076-463-1221
	富 山 市 北 商 工 会	930-2243	富山市四方 385-28	076-435-5588
	富 山 市 南 商 工 会	939-2753	富山市婦中町笹倉 5	076-461-6547
	富 山 市 八 尾 山 田 商 工 会	939-2354	富山市八尾町東町 2149	076-455-3181
	射 水 市 商 工 会	939-0351	射水市戸破 4200-11	0766-55-0072
	高 岡 市 商 工 会	939-1104	高岡市戸出町 3-8-10	0766-63-0792
	小 矢 部 市 商 工 会 小 矢 部 支 所	932-0048	小矢部市八和町 5-15	0766-67-0756
	小 矢 部 市 商 工 会 津 沢 支 所	932-0115	津沢 345	0766-61-2356
	庄 川 町 商 工 会	932-0315	砺波市庄川町示野 116	0763-82-1155
	南 砺 市 商 工 会	939-1576	南砺市やかた 324	0763-22-2536
	南 砺 市 商 工 会 福 光 事 務 所	939-1635	福光 7336-4	0763-52-2038
	南 砺 市 商 工 会 福 野 事 務 所	939-1576	やかた 324	0763-22-2536
	南 砺 市 商 工 会 井 波 事 務 所	932-0211	井波 3110-1	0763-82-0184
	南 砺 市 商 工 会 城 端 事 務 所	939-1861	城端 648-1	0763-62-2163
	南 砺 市 商 工 会 五 箇 山 事 務 所	939-1923	下梨 2271	0763-66-2044
	南 砺 市 商 工 会 利 賀 村 事 務 所	939-2507	利賀村 171	0763-68-2527

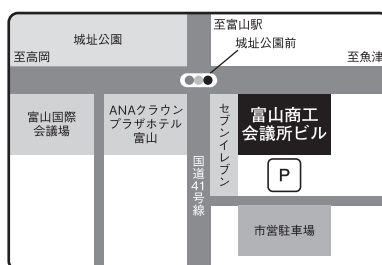
経 営 監 査 室		TEL(076)423-3172 FAX(076)493-0889
企画総務部	総 務 課 企 画 情 報 課	TEL(076)423-3174 TEL(076)423-3173 FAX(076)493-0889（企画総務部共通）
保証推進部	保 証 業 務 課 保 証 課	TEL(076)423-3178 TEL(076)423-3176 FAX(076)493-0829（保証推進部共通）
経営支援室	創 業 支 援 課 経 営 サ ポ ー ト 課	TEL(076)403-5816（経営支援室共通） FAX(076)493-0829（経営支援室共通）
管 理 部	管 理 課	TEL(076)423-3127 FAX(076)423-3220



女性支援チーム「アイラーレ」

女性経営者・創業者の皆さまからのご相談をお待ちしております

富山市総曲輪2丁目1番3号富山商工会議所ビル内
TEL(076)423-3171(代表)



地域とともに、未来を紡ぐサポーター
富山県信用保証協会



cgc.toyama.or.jp

富山県信用保証協会

検索

